資料3-2

三重県まち·ひと·しごと創生総合戦略 (平成30年3月改訂版)(案)

今回の改訂において、加筆修正した箇所には 網掛けをしています。

> 平成30年3月 三重県

目次

1. 総合戦略の位置 21)	I
2. 県の役割	1
3. 人口の現状	1
(1)県全体の人口動態	1
(2)自然減の現状と要因分析	
(3)社会減の現状と要因分析	
(4) 人口減少および人口構成の変化がもたらす課題	
(5)人口の将来展望	
4. めざす姿	
(1) 自然減対策について	
(2) 社会減対策について	
(3)協創の推進	
(4) ポストサミット	
5. 戦略推進の基本的な視点	8
(1) 国の「まち・ひと・しごと創生」政策5原則	
(2)県独自の視点	9
6. 基本目標と基本的な取組方向、取組内容	12
(1)自然減対策	
①基本目標について	
②基本的な取組方向と取組内容について	
(2)社会減対策	
①基本目標について	
②基本的な取組方向と取組内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
[基本的な取組方向]	
1 フィフフラン教育の推進 ····································	
2 子ともの負函対象 3 児童虐待の防止 ····································	
4 社会的養護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 若者の雇用対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6 出逢いの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7 不妊に悩む家族への支援 ····································	
8 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	
9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46

	11	男性の育児参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
7	12	発達支援が必要な子どもへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	13	若者の県内定着の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	14	子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
		しごとの創出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	16	産業人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	17	働く場・働き方の質の向上	76
	18	総合的な移住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	19	暮らしの安全・安心の確保	82
	20	いきいきと豊かに暮らせる地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	. 21	地域資源の活用による交流人口の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
7.	基盘	登づくり~自然減対策および社会減対策を支えるベース~	95
		合戦略の推進にあたって	
	(1)	客観的な効果検証の実施	96
	(2)	検証結果等をふまえた戦略の改訂	97
	(3)	推進体制	97
(₺	*考)	「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」重要業績評価指標(KPI)一覧	98

1. 総合戦略の位置づけ

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成26(2014)年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、三重県における人口の現状と将来展望を示す「三重県人口ビジョン」をふまえ、本県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、現状と課題、めざす姿、5年間(平成27(2015)年度~平成31(2019)年度)の目標や基本的な取組方向等を示すものとして、平成27(2015)年10月に策定しました。

人口ビジョンでは、人口の将来展望を北中部地域と南部地域に分けて示しましたが、総合戦略については、その区分に限定することなく、広域連携の取組も含めてさまざまな分野で効果的・効率的に取組を展開していきます。

2. 県の役割

人口減少に関する課題に取り組み、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するには、全ての県民、関係者等が自らの地域と人口減少に関わる現状と課題を正しく理解し、めざすべき姿を共有した上で、アクティブ・シチズン」としてより一層の協創を進めることが重要です。このため県は、本戦略に基づく取組を着実に推進するとともに、積極的な情報発信やさまざまな立場の人や組織を結びつける取組を進めます。

また、県の有する専門性やネットワークなどを生かし、市町の取組の補完・支援を行うとともに、市町の境を越える広域的な取組を推進していきます。

さらに、県の総合戦略と市町の総合戦略が車の両輪となり、相乗効果を発揮して、地域全体の魅力を高めていくことができるよう、市町と緊密な連携・協力を進め、総合調整を図ります。

3. 人口の現状

(1) 県全体の人口動態

- ・本県の総人口は、平成 19 (2007) 年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じており、 平成 29 (2017) 年10 月 1 日現在の人口は、179 万 9 千人となっています。
- ・生産年齢人口 2 は、平成7(1995)年にピークを迎え、以降、減少に転じています。また、年少人口 3 は戦後、第1次ベビーブームと第2次ベビーブームの時を除いて一貫して減少を続けています。老年人口 4 は、一貫して増加を続けており、1990年代後半には年少人口を上回っています。

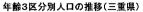
¹ 社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉。

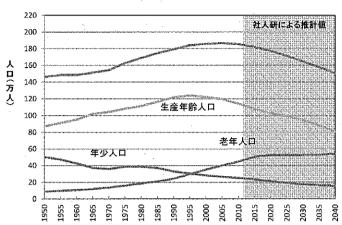
² 生産活動に従事しうる年齢の人口で、15~64 歳の人口。

^{30~14}歳の人口。

^{4 65} 歳以上の人口。

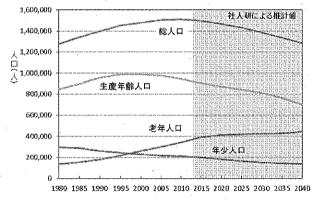
- ・北中部地域⁵の人口は、平成 20 (2008) 年の約 152 万人をピークに減少に転じており、 平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在の人口は、148 万 4 千人となっています。
- ・南部地域 の人口は、一貫して減少を続けており、平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在の 人口は、31 万 5 千人となっています。

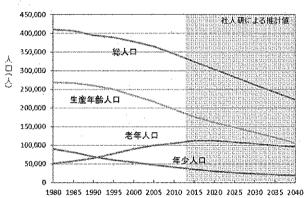




年齢(3区分)別人口の推移 <北中部地域>

年齢(3区分)別人口の推移 <南部地域>





※2010年までは国勢調査、2015年以降は社人研推計値より作成

(2) 自然減の現状と要因分析

- ・自然増減については、昭和 49 (1974) 年から出生数はほぼ一貫して減り続けており、 平成 17(2005)年以降は死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。平成 24(2012) ~平成 26(2014)年の出生数の平均は約1万5千人、死亡数の平均は約1万9千人で、 約4千人の自然減となっています。平成 27 (2015) 年~平成 28 (2016) 年の出生数 の平均は1万4千人、死亡数の平均は約2万人で、約6千人の自然減となっています。
- ・自然増減に大きな影響を与える合計特殊出生率について、全国の状況は昭和 40(1965) 年から平成 17(2005)年までは低下傾向にありましたが、平成 17年以降は上昇傾向 に転じ、現在に至っています。こうした中、本県の合計特殊出生率⁶は、全国と同様の 状況で、平成 17(2005)年以降は上昇傾向に転じています。平成 28(2016)年は1.51

⁵ 津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町

^{6 15~49} 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

で、直近の 20 年間で最も高かった平成 27 (2015) 年の 1.56 より 0.05 下がりましたが、 2 年連続で 1.5 台を維持しており、平成 16 (2004) 年の 1.34 を底に回復傾向にあります。

- ・この合計特殊出生率と関係の強い指標として、未婚率と有配偶出生率があります。未婚率(20~49歳)は、男女とも全国的に昭和55(1980)年から一貫して上昇してきましたが、近年上昇が減速しています。また、有配偶出生率は、平成2(1990)年を底にゆるやかな上昇傾向にあります。本県においても、平成12(2000)年と平成22(2010)年を見てみると、男女の未婚率、有配偶出生率ともに上昇していますが、全国的にみると、本県は未婚率が低い一方で、有配偶出生率が低い傾向にあります。
- ・平成 27 (2015) 年の国勢調査によると、平成 22 (2010) 年の国勢調査に比べ、本県では男女とも未婚率が上昇し、また人口動態調査(厚生労働省)によると、三重県の初婚年齢は、平成 22 (2010) 年が男性で 30.0歳、女性で 28.2歳、平成 28 (2016) 年が男性で 30.7歳、女性 で 28.8歳と上昇しています。
- ・第3回みえ県民意識調査(平成25年度)によると、20歳代の未婚者の92%、30歳代の未婚者の80%が「いずれ結婚するつもり」と回答するなど、若い方の多くは結婚を希望していますが、結婚していない理由を聞いたところ、「出逢いがない」・「理想の相手に出逢えていない」・「収入が少ない」が上位を占めています。また、理想の子どもの数の平均が2.5人であるのに対し、実際の子どもの数の平均は1.6人に止まっています。
- ・第6回調査(平成28年度)では、18~20歳代の未婚者の81%、また30歳代の未婚者の77%が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。また、理想の子どもの数の平均が2.4人であるのに対し、実際の子どもの数の平均は1.7人となっています。
- ・本県の自然減の要因については、未婚化や晩婚化の影響に加え、結婚しても子どもを 産み育てにくい環境が背景にあると考えています。さらに分析を深めるため、客観的 な統計指標の動きだけではなく、県民の皆さんの意識などの変化を継続的に把握する ことが重要です。

(3) 社会減の現状と要因分析

- ・社会増減については、戦後から昭和 46 (1971) 年までは一貫して社会減でしたが、その後は平成 10 (1998) 年までは社会増の傾向が続き、平成 11 (1999) 年以降現在までは社会減の傾向が続いています。
- ・平成 24 (2012) 年~平成 26 (2014) 年の転入数の平均は2万7千人、転出数の平均は3万人で、約3千人の転出超過となっています。その内訳をみると、年齢別では男女ともに、15~29歳の転出超過が大きくなっています。また、転出先では東京圏、中部圏および関西圏への転出超過となっています。
- ・住民基本台帳人口移動報告によると、平成 27 (2015) 年の本県の転出超過数は 4,218 人、平成 28 (2016) 年の転出超過数は 3,597 人でした。
- ・直近の平成29(2017)年の転入者数は25,633人、転出者数は29,696人で、転出超

過数は4,063人となっており、転出超過数が最も多かった平成27(2015)年より155人減少しているものの、前年より増加し、多くの転出超過が続いています。年齢別では、15~29歳の転出超過数は3,387人で、全体の83%を占めており、その内、女性は6割を占めています。

- ・近年は、転出者数が一定の水準で推移している一方で、転入者数が減少傾向にあり、 転出超過数が増加しています。この転入者数の減少については、30~44歳と0~14歳 の転入者数が減少していることが大きく影響していると考えられます。
- ・北中部地域と南部地域に分けて近年の転出超過数を見ると、北中部地域では増加傾向にあり、南部地域では増減があるものの1,500~2,000人程度の幅で推移しています。
- ・近年の年齢別の転出超過数⁷は、北中部地域では30歳代と0~9歳の転入が減少傾向にあり、10歳代の転出超過数が増加傾向にあります。また、南部地域では北中部地域と 比べて60歳以上と40歳代で転出超過が大きくなっています。
- ・第4回みえ県民意識調査(平成26年度)の結果によると、「親の世帯から離れて暮らしたことがある」方について、初めて離れた直後の居住地は、県外が50.0%、県内が48.0%であり、その理由は、「結婚」が36.8%で最も高く、次いで「就職・転職・転勤など」(27.2%)、「入学・進学」(18.6%)となりました。人口減少の進展が著しい東紀州地域や伊勢志摩地域については、「就職・転職・転勤など」と「入学・進学」を合わせると5割を超えます。
- ・また、県内の高等学校を卒業し大学に進学する者のうち約8割が県外の大学に進学し、 県内の大学卒業者のうち約5割が県外に就職しています。
- ・こうしたことから、本県における近年の社会減は、若者の就職・進学や子育で世代を中心とした働く世代の転勤等が大きな要因と考えられます。自然減同様、分析を深めるため、転出入者の属性別の経年変化等の詳細なデータを、継続的に把握することが重要です。

(4) 人口減少および人口構成の変化がもたらす課題

- ・経済の供給面では、生産年齢人口の減少に伴う供給制約から、経済の低迷などが懸念 されます。
- ・需要面では、人口減少そのものを原因とする国内消費の低迷により、内需産業の縮小とそれに伴う雇用の減少が懸念されます。
- ・また、総人口に占める従属年齢人口®割合の増加に伴う社会保障関連経費の増加と、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少による財政の悪化が懸念されます。さらにこのことから、人口減少対策をはじめとするさまざまな政策課題への対策のための財源捻出が困難になるとともに、公共インフラをはじめとする社会資本の維持も困難になることが懸念されます。
- ・さらに、人口の流出や高齢化等による都市や集落の機能低下などが懸念されます。

[「]住民基本台帳人口移動報告参考表(年齢 10 歳階級、転入・転出市区町村別結果)

^{8 14} 歳までの年少人口と 65 歳以上の老年人口を合計した人口。

(5) 人口の将来展望

「三重県人口ビジョン(平成27年10月)」では、下記のとおり、三重県における人口の将来展望を示しています。

①北中部地域

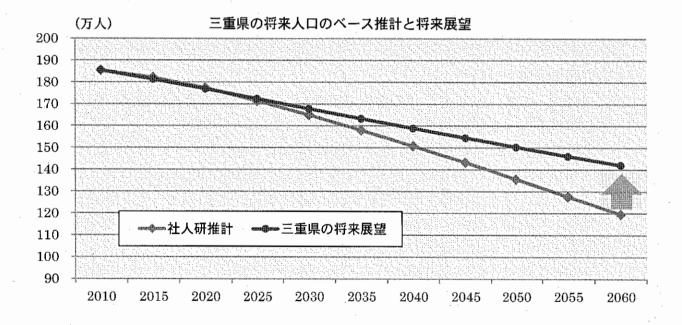
このまま推移した場合、北中部地域の人口は大きく減少し、2060年には約104万人まで落ち込みます。一方、自然減対策と社会減対策を講じ、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060年には約122万人を確保できることが見込まれます。

②南部地域

このまま推移した場合、南部地域の人口は大きく減少し、2060年には約15万人まで落ち込みます。一方、自然減対策と社会減対策を講じ、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060年には約20万人を確保できることが見込まれます。

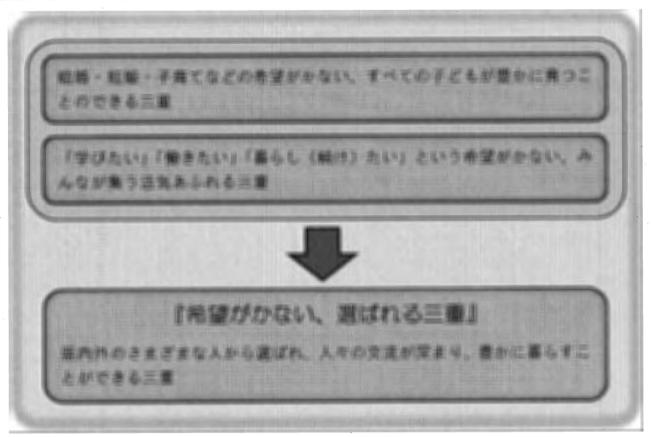
③三重県

北中部地域と南部地域を合計した推計によると、このまま推移した場合、三重県の人口は大きく減少し、2060年には約120万人まで落ち込みます。一方、自然減対策と社会減対策を講じ、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060年には約142万人を確保できることが見込まれます。



4. めざす姿

本戦略では、『希望がかない、選ばれる三重』をめざす姿とし、その実現に向けて、自然減対策および社会減対策それぞれに目標を掲げ、車の両輪として推進していきます。



(1) 自然減対策について

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三軍」は、自然減対策のめざす姿です。

本県では、これまでも少子化対策に重点的に取り組んできており、平成27年3月には「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定したところです。このプランをベースに、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなうよう、「子ども・思春期」・「若者/結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」の4つのライフステージごとに、「働き方」も含めた切れ目のない取組を推進しています。

本戦略における自然減対策については、みえ子ともスマイルプランに掲げたこれらの取組を中心に推進することとし、本県人口の動向等をふまえ、これまでの取組の充 実・強化を図っていきます。

(2) 社会減対策について

「『学びたい』『働きたい』『暮らし(続け)たい』という希望がかない、みんなが集 う活気あふれる三重」は、社会減対策のめざす姿です。

社会減対策については、「みえ産業振興戦略」を策定し、県内産業の振興と雇用の創

出に取り組むとともに、南部地域において市町と連携し移住・定住の促進に注力するなど取組を推進してきたところですが、人口の減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

近年の人口移動の状況を見ると、15歳から29歳の転出超過が大きく、大学等への 進学や就職などが背景にあると考えられることから、県内の若者が、三重県で「学び たい」、「働きたい」という希望がかなうよう取り組んでいきます。

また、県内の若者に限らず、幅広い年齢層で転職などによる人口移動も大きいと考えられることから、しごとの創出や産業の育成を進めるとともに、働く場の魅力向上や選択肢拡大に資する取組を進めることで、県内での就労促進につなげていきます。

その際、三重ならではの観光資源や地域固有の資産を磨き上げ、活用し、交流人口の増加を図っていく視点も重要です。

さらに、県内外の人びとに三重県で「暮らしたい」という思いを持っていただくとともに、U・Iターンなど暮らし続けることができるようにすることも重要であり、地域における安全・安心の確保、魅力の向上など、暮らしに関わるさまざまな分野で対策を進めていきます。

このように、県外への流出抑制と県内への流入促進を図るため、「学ぶ」・「働く」・「暮らす」のライフシーンごとに、社会減対策に取り組んでいきます。

(3)協創の推進

人口減少が進む中で地域の魅力を高め、めざす姿を実現するためには、県だけでなく、地域のさまざまな主体が持てる力を発揮し、連携・協力しながら、地域の課題解決に向けて一丸となって取り組む必要があります。

その中で、全国各地で企業や団体等民間の主体がその強みを生かして地方創生に貢献しようとする動きが活発化してきており、そうした企業等との連携を進めることで、より効果的に地方創生の取組を推進することが重要です。三重県においても、全国的に事業を展開している I T ベンチャー企業と連携した取組等を進めており、県の有するさまざまなネットワークやノウハウを活用し、企業や団体、大学等との連携をさらに強化する必要があります。

また、地域において地方創生の取組は本格的に展開される中、県の取組と市町の取組が相乗効果を発揮し地域の魅力を高めていく観点から、市町との連携・協力が一層重要となってきています。

県民の皆さんをはじめさまざな主体と認識を共有しながら、協創の取組を進め、新しい人の流れを創ることで、地域の魅力・活力が高まるとともに、人びとの地域への愛着が深まり、地域をより良くしようとする取組が一層活発になります。こうした協創の好循環を創り出すことで、最終的なめざす姿である「県内外のさまざまな人から選ばれ、人びとの交流が深まり、豊かに暮らすことができる三重」を具現化していきます。

そして、こうした三重の姿が、『希望がかない、選ばれる三重』であり、みえ県民力

ビジョンの基本理念に掲げた「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に つながると考えています。

(4) ポストサミット

平成 28 年 5 月に開催し、成功裏に終えることができた伊勢志摩サミットは、さまざまな成果につながりました。

- ・G 7 伊勢志摩首脳宣言をはじめ、インフラや保健、女性などさまざまな分野での成果文書が取りまとめられました。
- ・G7のリーダーが、初めて伊勢神宮を訪れ、世界平和の確立に向けたメッセージ が発信されました。
- ・サミットやジュニア・サミットを経て、県内の若者や子どもたちの世界への関心 が高まり、グローカル人材 の育成の契機となりました。
- ・三重の食材や伝統工芸品をはじめ、伝統・文化、自然などの三重の魅力が発信され、三重県の知名度が飛躍的に向上しました。
- ・官民が協力してテロ等を未然に防止するために取り組んだ「テロ対策パートナー シップ」等により、安全に開催されました。
- ・三重県は日本を象徴する文化を有し、三重県が日本人の精神性を体感するのに最 もふさわしい「日本の文化聖地」であると国内外に印象づけられました。

こうしたサミットのレガシー(資産)を三重の未来に生かすため、「人と事業を呼び込む」、「成果を発展させる」、「次世代に継承する」、「戦略的・効果的な情報発信」の4つの柱に基づき、ポストサミットの取組を推進することにより、地方創生を実現します。

5. 戦略推進の基本的な視点

総合戦略の推進にあたっては、国の「まち・ひと・しごと創生」政策5原則をふまえるとともに、本県独自の視点に基づいて取組を展開します。

(1) 国の「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

①自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地域・ 民間事業者・個人等の自立につなげます。

②将来性

自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援します。

③地域性

各地域の実態に合った施策を支援します。

④直接性

最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施します。

⑤結果重視

PDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施します。

(2) 県独自の視点

①「攻めの対策」と「守りの対策」

人口減少の抑制をめざす「攻めの対策」とともに、今後数十年にわたり継続する人口減少および人口構成割合の変化への適応をめざす「守りの対策」に取り組み、県民の皆さんが安心して暮らし続けられる三重を実現します。

②緩和と適応(「定量的な側面」と「定性的な側面」)

人口減少への対応は、二つの側面から取り組む必要があります。

一つは定量的な側面であり、人口減少の抑制や交流人口の増加を進めることで、地域経済の縮小という人口減少がもたらす「負のスパイラル」から脱却すること、或いは、少なくとも人口減少の影響が緩和されることをめざします。

もう一つは定性的な側面であり、自らが望む場所で暮らし続けることは、郷土愛を育み、地域に対するアイデンティティーを高めますが、そのことが、住民自らの地域をよくしようとする行動を促し、地域の大切なものがより良い姿で引き継がれ、次世代の希望につながる、こうした地域運営の「正のスパイラル」を創りあげることをめざします。

③「三重県らしさ」と「三重県ならでは」

豊かな自然環境や観光資源に恵まれているほか、食に関わるブランドを多数抱え、ものづくり県としての多様な産業集積があることなどが本県の強みです。一方、高次の都市機能が相対的に弱くなっていることや県南部に地理的・経済的に不利な条件にある地域が多いこと、大学収容力指数⁹が全国 46 位(平成 29(2017) 年度)と低くなっていることなどは、本県の弱みです。これらのことをふまえ、「三重県らしさ」を意識するとともに、他県との差別化の武器となる「三重県ならでは」を追求します。

伊勢志摩サミットにより世界に発信された、日本人の精神性につながる三重の伝統・文化や、日本のふるさとの原風景といえる三重の豊かな自然を守り、それらを生かして、インバウンドなどの交流人口の増加、さらには産業振興等につなげていきます。

⁹ 大学収容力指数=県内外からの県内大学への入学者数 / 前年度に県内高等学校を卒業した者のうち国内大学への入学者数×100

④「量」の拡大と「質」の向上

課題の解決においては、取組に係る事業費や事業量といった「量」の拡大のみをめ ざすのではなく、その効果や効率性、経済性といった「質」の向上もめざした検討を 行います。

5条件不利地域への対応

人口減少による過疎・高齢化が進展し、地理的、経済的に不利な条件にある地域等がありますが、地方創生を推進する上で、そうした地域の特性をふまえた特段の配慮が求められます。地域コミュニティの維持が極めて厳しい状況になっている中山間地域などは、市町等の主体的な取組に対する県の支援が重要となっています。特に、北中部地域と比較し人口減少率の大きい南部地域については、これまでの県の南部地域活性化の取組をふまえた対応が必要です。

⑥人づくり

中長期的に本県が他県との差別化を図りながら自立的に発展していくには、次代を担う「人づくり」の視点が重要となります。今後、本格的な人口減少局面を迎え、経済の低迷などが危惧される中、地域間競争に打ち勝っていくために、イノベーションを起こす必要があります。イノベーションを生み出すのは人であり、そのために個人の能力を最大限発揮し、さまざまな分野で挑戦できる環境づくりが不可欠です。また、人づくりは、短期間に実行できるものはないため、明確なビジョンをもとに中長期にわたって息の長い人材育成を進める必要があります。

⑦戦略的な広報

現状と課題、めざす姿、成果を全ての県民および関係者等と共有するとともに、県内外のさまざまな立場の人に本県の魅力を伝えるには、「戦略的な広報」の視点が不可欠となります。県内外への発信は、伊勢志摩サミットで向上した知名度等を生かすとともに、「伝わるメッセージ」を意識し、多様な広報媒体を通じて、計画的、効果的に展開していく必要があります。

⑧「県内圏域」「県境」「分野」を越えた連携

政策パッケージの構築にあたっては、政策効果を高めるため、「県内圏域」・「県境」・「分野」を越えた連携を進めます。

⑨将来に夢や希望を持つことができる環境整備

県民の皆さん一人ひとりの状況はさまざまであり、例えば、貧困や孤立、病気など、 日々の生活の中で大きな不安や問題を抱え、夢や希望を持つこと自体が難しい方や自 らの力では社会に参画することが困難な方もいます。県民の皆さんが、将来に夢や希 望を持つことができ、いきいきと活動できるよう、環境整備等を進める必要があります。

⑩ダイバーシティ社会の推進

人口減少が急速に進む中で、地域の課題を解決していくため、年齢や性別、国籍などにかかわらず、全ての県民の皆さんが社会に参画することが一層重要になっています。一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会といったダイバーシティ社会の推進の観点から地方創生の取組を進めていく必要があります。

①働き方改革の推進

本県では、いち早く積極的に働き方改革に取り組んできたところ、県内企業が独自に情報交換会や勉強会を開催するなど自走的な取組が進んでいます。働き方改革は、働く方のワーク・ライフ・バランスの実現だけではなく、企業の生産性の向上、さらには若者の県内定着にもつながります。地方創生を進めるうえで、働き方改革に取り組むことにより、だれもが働きやすい職場づくりを進め、県内定着を促進するとともに、県外から人を呼び込むことが重要です。

②アクティブ・シチズン

地域の活性化を図り、人口減少に歯止めをかけるためには、県民の皆さんに、アクティブ・シチズンとして積極的に地方創生の取組に参画していただくことがとても重要です。アクティブ・シチズンとして、自らの夢や希望の実現をめざす中で、主体的に社会づくりに関わっていただくことで、地域の魅力や住みやすさの向上、さらには、自分自身の自己実現や生きがいにもつながります。

伊勢志摩サミットの成功により、県民の皆さんの中に、やればできるという「自信」が生まれ、自分が暮らす三重の魅力に改めて気づき「誇り」と「愛着」が高まりました。このような「自信」、「誇り」、「愛着」が、自らの地域は自分たちで良くしていこうとする動機づけになり、地方創生につながります。

6. 基本目標と基本的な取組方向、取組内容

(1) 自然減対策

①基本目標について

自然減対策については、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標に掲げ、実現すべき成果に係る数値目標として、「県の合計特殊出生率」と「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を設定します。

この目標を達成するための5年間の取組として、「子ども・思春期」・「若者/結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」の4つのライフステージごとに、20ページから45ページに掲げた「1 ライフプラン教育の推進」から「12 発達支援が必要な子どもへの対応」まで、全部で12の「基本的な取組方向」を設定し、それぞれの「めざす姿」を実現するための取組を実施していきます。

なお、自然減対策は平成 28 年 3 月に改訂した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」をベースとしており、当該プランに沿って目標を設定しています。

```
基本目標 〜耐糖・軽縮・手膏でなどの希望がかない、すべてのそどもが誰かに含
     つごとのできる日本~
数银日牌 (
 単の会計特殊出土業生ま、計算むね10年後を音速に、異席の結集や出意の希望
がかなった場合の水準 (「希望由生意」(「)」である1、本会に引き上げます。
数据品槽2
 「世域社会の管理リの命で、子どもが充気に言っていると傾じる提出の聯合パリ
《草葉35年度 35 (8) 多、平成 所事度に (2) 切似まで引き上げます。
位于 要裁別,在工術
2 病病心能器や体素の希望が必須一定と供定した機会に甚至される会が機能性を製作者
  「希望非生命」:: (技術を勤告×下記すども数+主播を提出×車輪引導有望制法
            ※教授をどら数)※教技術の表
   延業市工技計非額提供協力報告書に基づて:-
   予定等とも整と雑判常的衛性は各類は去理科表書のデニを、それは外はみ主体状素譲渡
   面のアーリを出租。
第2 様が確認第4部ルス修訂意識請素(単成27年1月開催)の影響の集つを
```

②基本的な取組方向と取組内容について

自然減対策については、平成28年の本県の合計特殊出生率は1.51(全国1.44)と直近の20年間で最も高かった平成27年の1.56より0.05下がりましたが、2年連続で1.5台を維持しており、平成16年の1.34を底に回復傾向にあります。しかし、目標値である1.8台とは依然としてかい離があるほか、平成28年は前年と比較して第2子以降の出生数の減少割合が全国より高くなっています。また、地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合は、平成25年度以降、減少しています。

少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、めざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、企業や団体等との協創をより重視し、引き続きライフステージごとに切れ目のない少子化対策の取組を着実に推進していきます。また、子どもが生まれ育った環境に左右されず、豊かに育ち、自己実現を図るための取組や妊娠、出産及び子育でに資する取組に要する経費の財源に充てるため、「子ども基金」を創設し、三重県に暮らす子どもたちが、未来に向かって不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるために挑戦できるよう、持続的な支援を行っていきます。

ライフステージ1 子ども・思春期

結婚・妊娠の希望をかなえるためには、子ども・思春期から、家庭生活や家族の大切さなどについて考え、妊娠・出産には適齢期があること等の医学的に正しい情報を理解することが必要です。また、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けては、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的のみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができるよう取組を進める必要があります。

こうした中で、子どもたちを取り巻く環境も依然として厳しい状況が続いており、 貧困やいじめ、児童虐待などの問題への対応がこれまで以上に重要となっています。

『ライフステージ1 子ども・思春期』として、「1 ライフプラン教育の推進」、「2 子どもの貧困対策」、「3 児童虐待の防止」、「4 社会的養護の推進」の4つの基本的な取組方向に沿って、対策を進めていきます。

1 ライフプラン教育の推進

- ①幼児、小中高生向けの教育
- ②大学生、学卒後の若者向けの普及啓発

2 子どもの貧困対策

①教育の支援

- ②生活の支援
- ③保護者に対する就労の支援
- 4 経済的支援
- ⑤包括的かつ一元的な支援
- ※子どもの貧困対策は子育て支援と密接に関連するため、事業の一部は「ライフステージ4 子育て」のライフステージに係る取組の側面も有します。

3 児童虐待の防止

- ①望まない妊娠への対応
- ②虐待があった家族への支援
- ③市町の児童相談体制の強化
- ④関係機関の連携強化

4 社会的養護の推進

- ①里親委託の推進
- ②里親の養育技術の向上
- ③施設整備の促進
- ④施設の職員体制の充実や人材育成

ライフステージ2 若者/結婚

結婚の希望をかなえるには、出逢いの支援や、就労・職場定着の促進などによる若者の安定した経済基盤の確保、学生等がライフプランやキャリアデザインを考える環境整備の推進など総合的な結婚支援の取組が求められています。

『ライフステージ2 若者/結婚』として、「5 若者の雇用対策」、「6 出逢いの支援」の2つの基本的な取組方向を掲げ、対策を進めていきます。

5 若者の雇用対策

- ①不本意非正規雇用者等への支援
- ②企業への啓発
- ③若者と企業とのマッチング
- ④農林水産業への就業支援
- ⑤南部地域市町への支援

6 出逢いの支援

- ①結婚を希望する方への情報提供
- ②結婚支援に取り組む市町、団体の支援
- ③南部地域の出逢いの場づくり支援
- ④企業等の結婚支援の取組支援

ライフステージ3 妊娠・出産

晩婚化の進展に伴い、子どもを希望しても授かれずに悩む夫婦が増えているほか、 母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊産婦や、低出生体重児に対する医療需要が増大しています。また、妊産婦や育児中の親等の孤立が問題となっており、 特に出産直後の悩みや孤立感は第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘も あり、妊娠・出産期の方に対する支援を進める必要があります。

『ライフステージ3 妊娠・出産』として、「7 不妊に悩む家族への支援」、「8 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」、「9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」の3つの基本的な取組方向を掲げ、対策を進めていきます。

7 不妊に悩む家族への支援

- ①相談や情報提供
- ②経済的支援
- ③企業における休暇制度の導入の働きかけ

8 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ①市町の母子保健サービスの取組支援
- ②市町の産後ケアの取組支援

9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- ①人材の確保・育成
- ②総合的なネットワーク体制の構築
- ③ハイリスク分娩への対応
- ④重症新生児への高度・専門的医療の提供
- ※ ⑤在宅での療育・療養支援は「ライフステージ4 子育て」に記載しています。

ライフステージ4 子育で

妊娠・子育ての希望をかなえるためには、共働きの子育て家庭を対象とした保育サービスの提供による就労支援とともに、待機児童の解消に向けた保育所等の整備や保育工確保、放課後児童対策などの取組を進めることが必要です。また、核家族化の進行に伴い、子育ての負担感や不安感が増大していることから、就労の有無にかかわらず、専業主婦(夫)家庭も含めた全ての子育て家庭を支える取組が必要となっています。さらに、妊娠や出産、子育ては男性も大きく関係する問題であり、人や企業、地域社会の意識が変わるよう取組を進めていく必要があります。

平成28年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、家庭教育の充実に 向けて市町をはじめ多様な主体と連携した取組を進めていく必要があります。また、 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、効果的な保育、教育活動や連携・交流を進めていく必要があります。

『ライフステージ4 子育て』として、「10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」、「11 男性の育児参画の推進」、「12 発達支援が必要な子どもへの対応」の3つの基本的な取組方向を掲げ、対策を進めるとともに、あわせて「2 子どもの貧困対策」の子育て支援関連事業や、「9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」の「⑤在宅での療育・療養支援」にも取り組んでいきます。

10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

- ①保育士の確保と処遇改善
- ②低年齢児保育の拡充
- ③病児・病後児保育の拡充
- ④放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実
- ⑤子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の支援
- ⑥孫育てなど地域の子育て支援
- ⑦家庭教育の充実
- ⑧幼児教育の充実

11 男性の育児参画の推進

- ①普及啓発、情報提供
- ②人材の育成
- ③企業等への働きかけ

12 発達支援が必要な子どもへの対応

- ①三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校の整備
- ②市町の取組支援
- ③発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進
- ④発達支援が必要な子どもを育てる家族への支援
- ⑤発達支援が必要な子どもに対する障害福祉サービス等の充実

9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

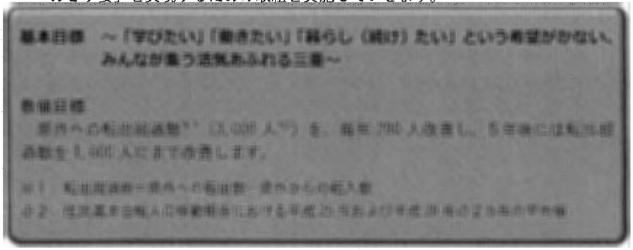
- ⑤在宅での療育・療養支援
- ※ ①人材の確保・育成、②総合的なネットワーク体制の構築、③ハイリスク分娩への対応、④重症新生児への高度・専門的医療の提供は「ライフステージ 3 妊娠・出産」に記載しています。

(2) 社会減対策

①基本目標について

社会減対策については、「『学びたい』『働きたい』『暮らし(続け)たい』という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重」を基本目標に掲げ、実現すべき成果に係る数値目標として、「県外への転出超過数」を設定します。

この目標を達成するための5年間の取組として、「学ぶ」・「働く」・「暮らす」の3つのライフシーンごとに、「13若者の県内定着の促進」から「21地域資源の活用による交流人口の拡大」まで、全部で9の「基本的な取組方向」を設定し、それぞれの「めざす姿」を実現するための取組を実施していきます。



②基本的な取組方向と取組内容について

社会減対策については、施策を総動員して人口の県外への流出抑制と県内への流入 促進を図ってきたところですが、依然として転出超過の改善が進まず厳しい状況が続いています。

引き続き施策を総動員して取り組む中で、これまでの取組の成果と課題の検証等を ふまえ、より効果的な対策となるよう一層の創意工夫に努めるとともに、県民の皆さ んをはじめ、国・市町等関係機関や企業・団体等民間の主体とも課題を共有しながら、 取組を加速させます。

とりわけ、近年の人口移動の状況から、若者の就職・進学や子育で世代を中心とした働く世代の転勤等に伴う転出超過に歯止めをかけることが重要であり、若者の県内 定着やしごとの創出、働く場の魅力向上などの取組について、これまで以上に注力していきます。

また、生産年齢人口の減少が続く中で、景気の回復等とあいまって深刻な人手不足が続いており、喫緊の課題として、働き方改革や産業人材の育成、多様な人々の活躍推進、高等教育機関の魅力向上など、地域社会や県内産業を支える人材の育成、確保にしっかりと取り組みます。

ライフシーン1 学ぶ

住民基本台帳人口移動報告によると、近年の15歳から19歳の転出超過数が、転出超過全体の約2割~3割を占める中で、県内の大学進学者のうち8割が県外に進学¹⁰していることなどから、大学への進学などが転出超過の大きな要因の一つであり、あわせて、県内大学卒業生の県内就職率が5割を下回っていることなどから、学びの選択肢の拡大や県内高等教育機関の魅力向上、若者の県内への就職を促進する必要があります。

県内高等教育機関では、学びの選択肢の拡大に向けて、全国でも低位にある大学収容力の向上につなげる取組が必要であるとともに、県内高等教育機関の魅力向上に向けて、県及び県内全ての高等教育機関で組織する「高等教育コンソーシアムみえ」を通じて、「三重を知る」共同授業の実践や単位互換協定に基づく他校授業科目の充実及び地方創生に向けた市町・地域の支援など、県内高等教育機関相互の連携による取組が必要です。また、学生の県内就職に向けて、県内企業の紹介や県内企業と学生の対話機会の創出など、県内高等教育機関相互の連携による学生が県内企業を知る取組の充実が必要です。さらに、本県からの人口流出が続く中で、県内高等教育機関の強みや産業界・市町のニーズなどに沿った連携を図り、しごとの創出、人材の育成等の取組を一層推し進めることが必要です。

若者の県内への就職を促進するため、三重U・Iインターンシップ推進協議会を活用して、効果的なインターンシップの促進に取り組むとともに、県外の就職支援協定締結大学等と連携し、学生への情報提供、セミナーの開催など、U・Iターン就職を促進する必要があります。

変化の激しい時代に生きる子どもたちには、基礎学力に加え、さまざまな課題に対して、自ら考え判断し主体的に対応していく力や、他者と支え合いながら、社会を創っていく力を育んでいく必要があります。また、子どもたちが学校での学びを将来社会で役立てられるよう、キャリア教育を組織的・系統的に推進する必要があります。

ライフシーン1「学ぶ」として、「13 若者の県内定着の促進」、「14 子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保」の2つの基本的な取組方向を掲げ、対策を進めていきます。

13 若者の県内定着の促進

- ①郷土教育の推進
- ②高校生の地域活性化の取組への参画
- ③学びの選択肢拡大
- ④県内高等教育機関の魅力向上・充実
- ⑤奨学金の返還支援を通じた若者の県内定着の促進

[□] 県内高校卒業生の県内大学への進学率が約2割、本県の大学収容力指数は平成26年度が45.0(全国45位)、 平成27年度が44.9(全国46位)、平成28年度が44.4(全国46位)、平成29年度が44.7(全国46位)。

- ⑥U· | ターン就職等の促進
- ⑦キャリア教育を通じた県内定着の促進
- ⑧アスリートの県内定着推進
- ⑨南部地域市町への支援等

14 子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保

- ①学力の向上
- ②グローカル人材育成の推進
- ③キャリア教育の充実
- ④コミュニティ・スクール等の推進
- ⑤子どもたちの体力向上
- ⑥ICTを活用した分かりやすい授業の推進
- ⑦子どもたちの学びの場の拡大
- ⑧子どもたちの「防災力」の育成
- ⑨ジュニア・少年選手の競技スポーツ水準の向上

ライフシーン2 働く

住民基本台帳人口移動報告によると、近年は15歳~29歳の転出超過数が、転出超過全体の約8割を占めており、30~44歳と0~14歳の転入者数が、減少しています。このことから、若者の就職時における県外流出、子育で世代の転入減少が大きな課題となっています。また、幅広い年齢層で、転職等による人口移動が、社会増減に大きな影響を与えていると考えられます。

本県は、日本経済を牽引する電子部品・デバイス、輸送用機械産業を基幹産業として抱えるとともに、北勢地域を中心に高度部材関連企業の高い集積を有するなど、ものづくり県としての強みがあり(製造品出荷額等:電子部品・デバイス全国1位、輸送用機器全国7位、一人あたり全国2位(平成28年経済センサス活動調査)、こうした強みを生かして雇用の場を創出し、県内への定住促進につなげていくとともに、第4次産業革命の進展やインフラ環境の変化など、本県を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に的確に対応していく必要があります。こうした中で、県内産業の競争力強化や働く場の魅力のさらなる向上を図るため、中小企業・小規模企業の振興や県内ものづくり企業の課題解決・技術力向上、航空宇宙産業等の成長産業の振興、国内外からの高付加価値化につながる投資の促進などを進めることが重要です。また、県内の中小企業・小規模企業が減少し、経営者の高齢化が進む中、後継者難による廃業を防止し、地域経済が維持・発展するよう、県内の中小企業・小規模企業の円滑な事業承継に向けた取組が重要です。

もうかる農林水産業の実現に向けて、みえフードイノベーション等による高付加価値化や6次産業化、ICT等を活用した生産性の向上、海外展開の促進などを進める

ことで、新たな雇用の創出や農林水産業の自立的な発展を図る必要があります。こう した取組とも連動させながら、「食」に関するブランドや資源を多く有している強み を生かした食関連産業のさらなる振興を図っていくことが重要です。

伊勢神宮や世界遺産の熊野古道、国内有数の複合リゾート施設、テーマパーク、海女、忍者等の観光資源に恵まれていることなど、本県の強みを雇用の創出につなげる必要があります。このため、インバウンドの拡大の拡大に向けて、MICE¹¹の誘致に加え、ゴルフツーリズムの推進や外国客船の誘致活動を展開するともに、SNSを活用した情報発信などに取り組むことが重要です。また、県産食材の海外展開等に向けて、プロモーションや情報発信等の取組を強化することが重要です。さらに、観光関連産業の育成や日本版DMO¹²を核とする観光地づくり、ビッグデータ等を活用したマーケティング、地域ブランドの構築など、観光の産業化を進めることも重要です。

一方、企業の現場では産業人材の育成・確保が大きな課題となっています。三重県の産業を根幹から支える、多様なニーズに対応した人材の育成・確保を進めていきます。また、農林水産業においては、産学官連携のもと、新たな視点や多様な経営感覚を持った優れた人材を育成していくとともに、福祉分野との連携を強化し、障がい者の活躍を一層促進する必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現だけでなく生産性の向上にも資する働き方 改革を加速させる必要があります。労働力不足が深刻な業種を対象に、就労環境の改善などに向けた積極的な支援を行うことが重要です。

ライフシーン2「働く」として、「15 しごとの創出」、「16 産業人材の育成」、「17 働く場・働き方の質の向上」の3つの基本的な取組方向を掲げ、対策を進めていきます。

15 しごとの創出

- ①新規需要の創出(食関連産業等における商品開発、国内外の販路拡大等)
- ②産業の多様化(航空宇宙産業、ヘルスケア産業等新産業の創出)
- ③観光の産業化
- ④サービス産業の高付加価値化・生産性向上
- ⑤エネルギー産業の振興
- ⑥企業誘致の推進
- ⑦中小企業・小規模企業の振興
- ⑧農林水産業の振興
- ⑨南部地域市町への支援
- ⑩政府関係機関の地方移転

¹¹ 企業等の会議 (Meeting)、企業等が行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

¹² 観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定などを担う観光地域づくりの推進主体のこと。DMOはDestination Management/Marketing Organization の略語。

16 産業人材の育成

①多様なニーズに応じた人材育成と多様な人材の確保(航空宇宙産業、ヘルスケア産業、 農林水産業、建設業、運輸業等)

17 働く場・働き方の質の向上

- ①働き方改革の推進
- ②企業等による地域子育ての活発化
- ③多様な働き手の活躍の場の創出

ライフシーン3 暮らす

暮らしを営む場としての、地域における安全・安心の確保や魅力の向上を図るとともに、地域の良さを発信していくため、暮らしに関わるさまざまな分野において取組を進める必要があります。

首都圏等においては、地方への移住やU・Lターンに対するニーズが高まってきており、市町等とも連携して取り組んだ結果、一定の成果がありました。引き続き、プロモーションの実施や現地訪問への誘導を促進し、移住につなげる必要があります。また、地域の魅力を国内外に強力に発信することで、三重県に愛着や関心を持ち、応援してくれる方々を増やす取組も重要です。

一昨年の熊本地震や県内に甚大な被害をもたらした昨年の台風第 21 号·第 22 号など、命や暮らしを脅かす大規模自然災害が頻発しており、これまでの災害の教訓等を踏まえた一層の備えが求められています。

また、全ての県民の皆さんが、医療や福祉・介護、買い物、生活交通などのサービスが確実に受けられ、安全・安心な生活環境が確保されていることが重要です。誰もが住み慣れた地域で、質の高い医療・介護・福祉サービスを受けることができるよう、平成30年度からスタートする「三重県医療計画」や「三重県がん対策戦略プラン」、「みえ高齢者元気・輝きプラン」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等に基づき、取組を着実に推進していく必要があります。さらに、本県では、多様な地域課題に対し、NPOやさまざまな地域づくり団体が活発な活動を展開しており、「支え合い社会」に向けた基盤づくりが進んでいることから、さまざまな主体との連携を一層進めていく必要があります。

さらに、山・川・海の豊かな自然、農山漁村の暮らしや食文化、街道を通じた人・ もの・情報の交流が育んだ歴史や伝統文化、日本を牽引する産業や先端技術の集積な ど、多彩な地域資源を有している本県の強みを最大限に生かし、地域の魅力を国内外 に強力に発信することで、交流人口を増やし、定住人口の増加につなげていく必要が あります。その際、伊勢志摩サミットの成果を今後も持続し、地域の活性化や総合力 の向上につなげていくため、国内外に発信した豊富な地域資源を生かし、県民の皆さ んと一体となって進めたさまざまな取組を継承し、地域課題の解決につなげる必要が

あります。

ライフシーン3「暮らす」として、「18 総合的な移住の促進」、「19 暮らしの安全・安心の確保」、「20 いきいきと豊かに暮らせる地域づくり」、「21 地域資源の活用による交流人口の拡大」の4つの基本的な取組方向を掲げ、対策を進めていきます。

18 総合的な移住の促進

- ①移住相談体制の充実と魅力ある三重での「暮らし方」の発信
- ②U・1 ターンニーズに対応した仕事情報の一元化
- ③空き家のリノベーションへの支援

19 暮らしの安全・安心の確保

- ①医療、福祉・介護サービス等の維持・確保
- ②健康寿命の延伸に向けた健康対策の推進
- ③地域防災力の向上
- ④犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境の確保
- ⑤自然環境の確保と魅力的な地域づくり
- ⑥平和啓発の取組

20 いきいきと豊かに暮らせる地域づくり

- ①生活交通でのバリアフリーの推進
- ②公共交通の確保と活用
- ③コンパクトなまちづくりの推進
- ④さまざまな主体による地域づくり等への支援
- ⑤中山間地域・過疎地域等への支援

21 地域資源の活用による交流人口の拡大

- ①戦略的なプロモーションの推進
- ②自然、歴史・文化、食、スポーツなど、地域資源を活用した交流促進
- ③南部地域市町への支援

[基本的な取組方向]

自然減対策

【子ども・思春期】

- 1 ライフプラン教育の推進
- 2 子どもの貧困対策
- 3 児童虐待の防止
- 4 社会的養護の推進

【若者/結婚】

- 5 若者の雇用対策
- 6 出逢いの支援

【妊娠・出産】

- 7 不奸に悩む家族への支援
- 8 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- 9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

【子育て】

- 10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
- 11 男性の育児参画の推進
- 12 発達支援が必要な子どもへの対応

社会減対策

【学ぶ】

- 13 若者の県内定着の促進
- 14 子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保

【働く】

- 15 しごとの創出
- 16 産業人材の育成
- 17 働く場・働き方の質の向上

【暮らす】

- 18 総合的な移住の促進
- 19 暮らしの安全・安心の確保
- 20 いきいきと豊かに暮らせる地域づくり
- 21 地域資源の活用による交流人口の拡大
- * 「基本的な取組方向」各ページの重要業績評価指標(KPI)において、
 - ・ 現状値は、原則、平成 26 年度末(または平成 26 年度中)の数値となりますが、数値の把握時期によっては、平成 27 年度の実績となる数値が判明しているため、その最新の数値を記載しているものがあります。また、全ての現状値について、()書きで、その時点を記載しています。新たな取組などにより現状値のないものについては、一と記載しています。
 - ・ 31 年度目標値は、数値の把握時期によっては、1年遅れの数値で記載しているものがあります。その場合は、() 書きで、その時点を記載しています。
 - ・ 重要業績評価指標(KPI)の説明については、(参考)「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」重要業績評価指標(KPI)一覧に記載しています。

めざす姿

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正じば知識等の習得が子 どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができてい ます。



指標名

ライフプラン教育を実施 している市町数※

県立高等学校においてラ イフプラン教育に関する 取組を実施した割合



現状値	
(計画策定時)	
10 市町	
(26 年度)	
	-

38.6% (26年度)



31 年度	
目標値	
29 市町	
100%	-

※小中学生を対象に、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町数(健康福祉部子ども・家庭局調べ)

現状と課題

- ■核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築くことや家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。
- ■平成 29 年度に住民約3万人余りを対象に実施した結婚等に関する意識調査によると、妊娠や出産に関して、不妊の原因の半分は男性にあるということや、医学的見地から妊娠・出産には適齢期があること※1は十分に知られていません※2が、7割を超える方が妊娠・出産に関する情報を知ることにより将来設計や行動に変化があると回答しています。結婚や妊娠・出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ですが、医学的に正しい知識を知らないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。
- ■これらのことから、子どもたちを含めた若い世代に、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える機会を提供するとともに、結婚や妊娠・出産、子育でと仕事の両立等も含め、総合的に情報を提供することの必要性が高まっています。県では、小中学生を対象に乳児ふれあい体験を行う市町や中学生へのライフプラン教育を行う市町を支援するとともに、成人式においても啓発を行っています。また、高校生を対象に、保育体験の機会を充実させ、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育で等をテーマとした講演会を開催しています。
- ※1 女性の卵細胞は年齢とともに老化し、35歳前後から妊娠力が下がり始め、40歳を過ぎると妊娠はかなり難しくなります。また、流産や出産時のリスクも高くなります。ホルモンバランスがよく、子宮や卵巣の問題が少なく、心身、卵巣機能、卵細胞が元気な妊娠・出産の適齢期は女性にとって25歳から35歳前後と言われています。さらに男性も年齢とともに精子の数や運動能力の低下があると言われています。
- ※2 内閣府「母子保健に関する世論調査」(平成26年7月)によると、20歳代の16.4%は、女性の年齢によって妊娠しやすさに違いがあることを「知らない」と回答。また、日本の妊娠に関わる知識の習得度は先進国の中で低い水準にあるとの調査結果もあります。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、親子のふれあいや地域のつながりを大切にし、子どもたちが自己肯定感を高め、家族観を醸成できるよう努めます。
- ■市町および市町等教育委員会は、連携して子どもたちの実情に応じたライフプラン教育に努めます。
- ■国は、ライフプラン教育事業の取組に対する支援に努めます。

対応方針

- ■幼児が生活をとおして家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つ 取組を進めます。
- ■小中学生が乳児への愛着を育んだり家族観を醸成できるよう努め、中学生へのライフ プラン教育を推進します。
- ■家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える教科等の教育活動の充実を図ります。
- ■高校生が家庭を築くことや子育でに関する意義を考え、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識等を正しく身につける取組を進めます。
- ■大学生に対して妊娠・出産や性に関する正しい知識が身に付くよう、普及啓発を進めます。
- ■企業の若手職員など卒業後の若者が、妊娠・出産や性に関する正しい知識が身につくよう普及啓発を進めるとともに、ライフプランとキャリアプランについて考える機会を提供します。

取組内容

- ① 幼児、小中高生向けの教育
- ○公立幼稚園の教員等を対象に、幼児が生活をとおして家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにするため、講演会を開催します。

(教育委員会事務局)

- ○各市町や教育委員会等と連携した乳児とのふれあい体験などの取組を進めることにより、小中学生が乳児への愛着を育んだり家族観を醸成できるよう努めます。また、中学生へのライフプラン教育を推進します。 (健康福祉部子ども・家庭局)
- 〇公立小中学校の教員等を対象に、家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える教科 等の教育活動の充実を図るため、講演会を開催します。 (教育委員会事務局)
- ○高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産や性に関する医学 的知識等を正しく身につけることができるよう、保育体験の機会充実やライフプラ ン、結婚、子育て等をテーマとした講演会の開催等に取り組みます。

(教育委員会事務局)

○学生が仕事の両立等も含め総合的にライフプランを考えることができるよう、企業等と連携した講座の開催に取り組みます。 (健康福祉部子ども・家庭局)

② 大学生、学卒後の若者向けの普及啓発

- ○県内の大学と連携し、大学生に対して妊娠・出産や性に関する正しい知識が身に付く よう、出前講座等により普及啓発を進めます。 (健康福祉部子ども・家庭局)
- ○企業や経済団体等と連携し、企業の若手職員など卒業後の若者を対象として、妊娠・ 出産や性に関する正しい知識が身につくよう普及啓発を進めるとともに、アドバイザーの派遣等ライフプランとキャリアプランについて考える機会を提供します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

めざす姿

「三重県子どもの貧困対策計画」(平成28年度~31年度)に基づき、子どもたちが、 生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等に よって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られています。



指標名

生活困窮家庭またはひと り親家庭に対する学習支 援を利用できる市町数



現状値 (計画策定時)

6 市町 (26 年度)



31 年度目標値

29 市町

現状と課題

- ■平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(全国) は平成 24 年時点で 16.3%、大人が 1 人のひとり親家庭では 54.6% となっています。(平成 25 年国民生活基礎調査)
- ■ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、県内の母子世帯の母の約8割が就労している一方で、約6割が就労収入200万円未満という状況です。安定した就労と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。
- ■生活保護世帯の中学生の高校進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあるなど、いわゆる「貧困の連鎖」の防止に向けて取り組む必要があります。
- ■本県で平成27年度に行った聴き取り調査では、困難な状況にあるにも関わらず、自ら「SOS」を発することのない家庭が存在することが分かり、このような家庭を適切に把握し、必要な支援を適切に行うことが必要です。
- ■「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、子どもの貧困の実態をふまえ、「三重県子ども の貧困対策計画」に基づく取組を着実かつ継続的に実行する必要があります。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、困難な状況にある子どもたちが温かな関わりの中で、将来の夢や希望を育み 高めていける地域づくりの取組に、積極的に参画します。
- ■市町は、福祉の相談現場を担っており、住民に最も身近な存在として、貧困世帯を把握し、生活の状況とそのニーズを確認し、必要な制度やサービス、機関につなげます。
- ■国は、地方公共団体が子どもの貧困対策を企画・立案、実施できるよう、必要な施策への財政援助や子どもの貧困の実態等を把握・分析するための大規模な調査研究の実施および特色ある先進施策事例の情報提供等、適切な支援に努めます。

対応方針

■「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町、関係機関・団体、企業との連携・協働のもと、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、包括的かつ一元的な支援に取り組みます。

取組内容

① 教育の支援

○学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

(健康福祉部、健康福祉部医療対策局、健康福祉部子ども・家庭局、環境生活部、 農林水産部、教育委員会事務局)

② 生活の支援

- ○貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況に ある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの 生活に関する支援を行います。
 - (健康福祉部、健康福祉部医療対策局、健康福祉部子ども・家庭局、雇用経済部、 県土整備部、教育委員会事務局)
- ○子ども食堂など居場所づくりのためのノウハウを提供し、参画する団体への支援を行います。 (健康福祉部子ども・家庭局)

③ 保護者に対する就労の支援

○貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんな ど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。 (健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局、雇用経済部)

④ 経済的支援

○各種の手当等の支給、貸付金の貸与など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。 (健康福祉部子ども・家庭局)

⑤ 包括的かつ一元的な支援

〇行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。

(健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局、環境生活部、教育委員会事務局)

めざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。



指標名

児童虐待により死亡した 児童数



現状値 (計画策定時)

0人 (26年度)



31 年度 目標値

0人

現状と課題

- ■県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成28年度は1,310件で、5年連続で1,000件を超える高い水準で推移しています。
- ■虐待者の6割弱が実母で、被虐待児童の約半数が0歳から5歳の乳幼児となっているなど、子育て中の母親に育児をはじめとするさまざまなストレスがかかることが虐待を誘発している現状があります。特に、生命の危険を伴う乳児への虐待においては、望まない妊娠など妊娠期からのリスクが大きな要因となっており、虐待予防に向けて、医療と保健、福祉との一層の連携強化が課題です。
- ■虐待通告時の初期対応の的確性を高めるために開発したリスクアセスメントツールに加え、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのニーズアセスメントの開発を行いました。平成27年度以降、二つのアセスメントツールの精度向上と運用の徹底を図っているところです。
- ■市町における児童相談体制の強化に向けて、引き続き、定期協議の充実を図るなどしながら、市町においてその規模、実情に応じた体制、取組が実現できるよう支援を行うことが必要です。

他の主体に期待する主な役割

- ■医療機関は、被虐待児が、虐待行為により骨折や火傷等の医学的な症状を呈するに至ったケースについて、医学的な証拠の保存および児童相談所または警察への通告・通報等の適切な対応に努めます。また、望まない妊娠により悩んでいる方のための相談・援助に努めるとともに、市町と連携し、出産・育児への支援に取り組みます。
- ■市町は、児童相談の第一義的な窓口であることから、児童虐待の迅速かつ適切な初期 対応等の向上に取り組みます。また、関係機関の円滑な連携・協力を確保するため、 市町要保護児童対策地域協議会の体制強化に努めます。

対応方針

- ■妊娠期からの虐待予防に向けて、望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する適切な支援を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。あわせて、市町、 医療機関等との連携により特定妊婦を早期に把握し、必要な支援を行います。
- ■児童虐待への的確な初期対応とともに、その後の再発防止、家族の再統合など家族支援に向けた適切なアセスメントを行い、関係機関による支援を的確に実施します。
- ■市町の児童相談体制の強化に向け、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成支援の取組を充実します。
- ■市町をはじめとする関係機関の連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会 の運営強化に向けた各市町の取組を支援します。

取組内容

① 望まない妊娠への対応

○妊娠期からの虐待予防に向けて、引き続き望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する電話相談窓口の周知を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。 あわせて、市町、医療機関等との連携により特定妊婦を早期に把握し、必要な支援を 行います。 (健康福祉部子ども・家庭局)

② 虐待があった家族への支援

○児童相談所の法的対応や介入型支援を強化するとともに、児童虐待への的確な初期対応と、その後の再発防止、家族の再統合など家族支援に向けた適切なアセスメントを行い、関係機関による支援を的確に実施します。 (健康福祉部子ども・家庭局)

③ 市町の児童相談体制の強化

○市町の児童相談体制の強化に向け、市町との定期協議の充実を図るなど市町職員の相 談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成支援の取組を充実します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

④ 関係機関の連携強化

〇市町をはじめとする関係機関の連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化に向け、専門的な助言を行うアドバイザーを派遣するなど各市町の取組を支援します。また、協同面接・多機関連携等の充実に取り組み、子どもの権利擁護を推進します。 (健康福祉部子ども・家庭局)

めざす姿

社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」(平成 27 年度~41 年度)に基づき、児童養護施設、乳児院の本体施設の小規模化および小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、および里親・ファミリーホームへの委託が進んでいます。



指標名

里親・ファミリーホームで ケアを受けている要保護 児童の割合 グループホームでケアを 受けている要保護児童の 割合



(計画策定時)
18.5% (26 年度)
8.5% (26 年度)

現状値



•	31 年度 目標値
,	24. 5%
	18. 1%

現状と課題

- ■虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により社会的養護が必要な子どもがいます。そうした子どもに「あたりまえの生活」を保障していくため、里親やファミリーホームといった家庭養護での養育を優先的に検討するとともに、施設養護においても、できる限り家庭的な養育環境を提供していく必要があります。
- ■本県における社会的養護の現状は、平成29年12月現在で、541人の要保護児童が施設本体に346人、グループホームに64人、里親・ファミリーホームに131人生活していますが、平成29年8月に国から示された「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づき、さらなる家庭養育の推進に取り組むとともに、引き続き、施設本体の小規模化(定員45人以下)・小規模グループケア化、グループホームの創設、および里親・ファミリーホームへの委託の推進を図っていく必要があります。
- ■平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援等が、都道府県の業務として法的に位置づけられたことから、里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発や里親の養育技術の向上等を図る必要があります。
- ■児童養護施設出身者の大学等への進学率は、平均進学率と比べて著しく低位にあることから、子どもたちの進学にチャレンジする気持ちを醸成することが必要です。また、就職を希望する児童についても、入所中から働くことの大切さや心構えを学ぶなど、社会的自立に向けた準備を進めていくことが重要です。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、里親制度についての関心と理解を深めます。
- ■里親は、研修などに参加し、里子への養育技術の向上に取り組みます。
- ■児童養護施設などの事業者は、施設整備などを図り、施設の小規模グループケア化に 努めます。
- ■国は、養育里親制度や里親委託について正しい理解が増進されるよう、国を挙げた普及啓発に取り組みます。

対応方針

- ■市町や児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員等)との連携を密にし、1中学校 区1養育里親登録をめざして、里親制度を周知し、新たな里親登録者を増やすととも に、里親委託を推進します。
- ■里親に対する相談・交流支援の充実を図るとともに、里親の養育技術の向上等を図ります。
- ■児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画 的に施設整備を促進します。
- ■要保護児童の自立支援や家庭復帰に向けて、施設の職員体制の充実や人材育成を支援 します。

取組内容

① 里親委託の推進

〇市町や児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員等)との連携を密にし、1中学校 区1養育里親登録をめざして、多角的に里親制度の普及啓発や里親支援の充実を図る とともに、地域を限定して集中的な普及啓発、里親リクルートを行い、新たな里親登 録者を増やすとともに、里親委託を推進します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

②里親の養育技術の向上

○家庭養護の推進に向け、要保護児童が安定した養育環境で暮らせるように、里親に対する相談・交流支援の充実を図るとともに、フォスタリングチェンジプログラムなどを活用した里親に対する研修を充実し、養育技術の向上等を図ります。 (健康福祉部子ども・家庭局)

③ 施設整備の促進

○施設養護においても家庭的な養育環境を提供できるように、児童養護施設・乳児院の 小規模グループケア化、グループホームの創設や地域分散化等を推進するため、計画 的に施設整備を促進します。 (健康福祉部子ども・家庭局)

④施設の職員体制の充実や人材育成

○児童養護施設等に入所している要保護児童の自立支援や家庭復帰に向けて、家族再生 のための親支援、施設の職員体制の充実や職員研修等による専門性の向上を図るなど 人材育成を支援します。 (健康福祉部子ども・家庭局)

⑤児童養護施設入所児童の自立支援

○児童養護施設出身者の進学支援や就労支援に取り組む民間団体と協力して、入所児童 が進路をしっかりと考えられる環境づくりを行うことで、将来の安定した自立に結び つけるため、施設出身の大学生や進学に向けて努力している高校生、施設出身者を積 極的に雇用している事業主をアドバイザーとして派遣します。

(健康福祉部子ども・家庭局)



若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっています。



指標名

県内新規学卒者等が県内 に就職した割合



現状値 (計画策定時)

71.9% (26 年度)



31 年度 目標値

76.1%

現状と課題

- ■平成 25 年の厚生労働白書では、30 歳から 34 歳までの男性の既婚率は非正規雇用 28.5%、正規雇用 59.3%と大きな開きがあり、年収 300 万円未満の若者では既婚率 が 10%に満たないという現状となっています。
- ■第5回「みえ県民意識調査」によると、若者の8~9割は結婚を希望していますが、 男性の5割以上、また、女性の4割弱が「収入が少ない」ことを結婚していない理由 に挙げており、経済的な要因で結婚を躊躇することがなくなるよう若者の経済基盤の 確保が求められています。

他の主体に期待する主な役割

- ■大学等学校関係者は、県内大学等では県内企業への就職を支援します。
- ■企業は、県内外の大学生などの若者に対して、自社の魅力の情報発信を行うとともに、 若者との交流促進を図ることで、人材の確保に取り組みます。
- ■経済団体は、県内企業が自社の魅力を発信することの重要性や、若者を正規雇用する ことの重要性についての啓発に努めます。
- ■市町は、各地域や地元企業の魅力を発信し、県内就職を促進します。
- ■国は、県や市町が行う若者就労支援事業への支援・連携を行うとともに、国の事業の 充実に努めます。

対応方針

- ■若年者の安定した経済基盤の確立に向け、国等関係機関と連携し、「おしごと広場み え」を拠点として、若年者就労を支援します。
- ■若年無業者の自立に向け、国の状況をふまえながら、地域若者サポートステーションと連携し、自立訓練、就労体験事業を進め、早期の就職につながるよう取り組みます。

取組内容

① 不本意非正規雇用者への支援

- 〇非正規雇用者等を対象とした生産性の向上や高付加価値化を図るために必要なスキ ルアップ講座を開催します。 (雇用経済部)
- 〇若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して、 就労支援や各種セミナー等の取組を進めます。 (雇用経済部)

② 企業への啓発

○企業の人事担当者等を対象に、企業における人材確保や、採用のための魅力発信のノウハウの取得、雇用管理の改善等を目的としたセミナー等を開催します。また、企業における非正規社員の正社員への転換や新たに雇い入れる求職者等の人材育成の取組を推進する企業を支援します。 (雇用経済部)

③ 若者と企業とのマッチング

○「おしごと広場みえ」を拠点に、三重県産業支援センター等と連携し、就労相談や各種セミナーの開催、中小企業のさまざまな魅力の情報発信等に取り組み、若年求職者のニーズと企業における人材確保ニーズとのマッチングを図るなど、総合的な支援を実施します。 (雇用経済部)

④ 農林水産業への就業支援

○若者が安心して農林水産業に参入できるよう、「農林漁業就業・就職フェア」などを 通じた情報の提供や相談会の開催、技術習得の促進と地域への定着を狙いとしたみえ 就農サポートリーダー制度・漁師塾といった取組など、就業・就職に向けた環境づく りを進めるとともに、就業者等の経営安定を目的とした国の給付金制度の活用などを 促進していきます。 (農林水産部)

⑤ 南部地域市町への支援

○若者のU・Iターン就職の促進を図るため、複数の市町が連携した南部地域の魅力ある仕事や職場への理解を深める取組を支援します。 (地域連携部南部地域活性化局)

結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県および企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援に係る取組を推進し、 県内各地域で結婚を支援する体制が整っています。



指標名
出逢いの場の情報提供数 ※
結婚支援に取り組む市町 数



現状値 (計画策定時)
15件
(26 年度)
\20 1 \20
11 市町
(26 年度)
(20 年度)



31 年度 目標値
240 件
22 市町

※「みえ出逢いサポートセンター」等における1年間の提供数

現状と課題

- ■個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化などにより未婚 化、晩婚化が進んでおり、少子化の大きな要因となっています。
- ■みえ県民意識調査において、県民全体の幸福感をみると、過去3回の調査でいずれも 既婚の方は未婚の方より幸福感が高いという結果が出ています。
- ■このうち、第3回調査(平成25年度)において、結婚に対する意識を調べたところ、20~30歳代の未婚者の8~9割の方が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する希望は若い世代を中心に非常に高くなっています。一方、本県の生涯未婚率は上昇し続け、平均初婚年齢も年々高くなっているなど、理想と現実の間には深刻なギャップが生じている状況です。
- ■前述の第3回調査において、未婚者に対して結婚していない理由を併せて聞いたところ、「出逢いがない」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する方に対して、これまで以上にさまざまな出逢いの機会に関する情報の提供が必要であるとともに、地域の企業や市町などが行う結婚支援の取組を活性化させ、社会全体で結婚を望む人を支援する地域づくりを進めることが必要です。
- ■これらのことから、県では、県民の皆さんの結婚の希望をかなえるために「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、ホームページや会員向けのメールマガジンを通して結婚を希望する方やその家族への情報提供を行っていますが、平成 29 年度に県民約3万人余りを対象に実施した結婚等に関する意識調査によると、センターに対する県民の認知度は約1割と低い一方、センターを利用したい(薦めたい)と回答する割合は高くなっており、よりきめ細かな情報の提供が必要です。また、結婚支援に取り組む企業・市町等への支援を進めていますが、平成 29 年度に従業員3万人余り及び事

業所 3,000 社を対象に実施した結婚等に関する意識調査によると、従業員、事業所のいずれも多くが職場からの結婚支援に肯定的である一方、何をしていいのか分からないと回答する事業所も多くなっています。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、県内各地で行われる結婚支援イベントなどの取組について、関心と理解を深めます。
- ■事業者は、「みえ出逢いサポートセンター」等を通じて、結婚を希望する従業員に対する出逢いの場の情報提供等に努めます。
- ■市町や商工団体、観光団体などは、「みえ出逢いサポートセンター」から提供される情報も活用しながら、結婚支援の取組の活性化を図ります。
- ■国は、結婚や家族を形成することについて、前向きな機運を醸成するため、メディア を活用したポジティブキャンペーンに努めます。

对応方針

- ■結婚の意義や良さを認識していただく啓発を進めるとともに、結婚を希望する方に、 出逢いの場の情報提供を進めます。
- ■市町や商工団体、観光団体などによる結婚を支援する取組の活性化を図ります。
- ■南部地域各市町における独身男女の出逢いの場づくりなどに関する取組の支援を行います。
- ■企業による従業員の結婚支援の取組が促進されるよう取り組みます。

取組内容

① 結婚を希望する方への情報提供

○結婚を希望する方に、数多くの出逢いの場が提供されるよう、「みえ出逢いサポートセンター」において、各種の情報ツールを活用しながら、県内各地で開催される出逢いの機会(出逢いイベント等)について積極的に本人や家族に情報提供するとともに、団体等を通した「みえ出逢いサポートセンター」や出逢いイベントの周知など、きめ細かな情報提供にも取り組みます。また、特に若い人を中心に、結婚や家族形成に関するポジティブなメッセージの情報発信を進め、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ります。さらに、未婚障がい者の結婚相談を行い、障がい者の出逢いにつながるよう支援します。

② 結婚支援に取り組む市町、団体の支援

○市町や商工団体、観光団体などによる結婚を支援する取組の活性化を図るため、市町等が行う結婚支援イベントを「みえ出逢いサポートセンター」から情報提供するほか、市町や団体が行う結婚支援の取組について、企画の立案やイベント等の実施、広報など、幅広く支援を行います。 (健康福祉部子ども・家庭局)

③ 南部地域の出逢いの場づくり支援

○南部地域では独身男女の出逢いの場が特に少ないことから、南部地域各市町における 独身男女の出逢いの場づくりなどに関する取組の支援を行います。

(地域連携部南部地域活性化局)

④ 企業等の結婚支援の取組支援

○従業員の結婚支援に取り組む企業・団体に対して、その取組の活性化を図るため、出 逢いの場や優れた取組の情報提供を行うとともに、「みえ出逢いサポートセンター」 を通じて幅広い交流機会の創出を働きかけるなど、総合的な支援を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっています。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の皆さんの間に広がっています。



指標名

(プステージ3・近番・凹層) 不終に似れる情への支援

> 県独自の全ての不妊治療 助成事業に取り組む市町 数



現状値 (計画策定時)

5市町 (26年度)



31 年度 目標値

20 市町

現状と課題

- ■結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇とともに不妊に悩む夫婦が増えており、不妊治療を受ける方は増加しています。しかし、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)には高額な治療費がかかり、保険も適用されません。人工授精や不育症についても医療保険が適用されず、公的な助成制度もありません。
- ■不妊の原因の半分は男性にあることが広く知られていないことから、不妊に悩む夫婦は、まず妻が産婦人科を受診し、妻に原因がないと分かって初めて夫の検査や治療を行うケースが多いのが現状です。
- ■これらのことから、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられるとともに、 精神的にも不安を抱えていることが多くなっています。
- ■県では、平成26年度から男性の不妊治療に係る助成制度を実施し、女性だけでなく 男性も一緒に治療に参加するという意識の高まりや環境づくりを進めています。
- ■県民の皆さんの妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、特定不妊治療や不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門的な相談により精神的な負担を軽減する必要があります。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、特定不妊治療や不育症治療等を受けている夫婦に生じている身体的、心理的、 社会的、経済的状況について、関心と理解を深めます。
- ■医療機関は、特定不妊治療や不育症治療等を受けている夫婦が、医師の提示する検査・治療などの選択肢から、自分たちのニーズに適したものを選び、治療の方向性(治療の開始、継続、中断・中止等)に関して自分たちで判断できるよう的確な対応に努めます。

- ■市町は、特定不妊治療や不育症治療等を受けている夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部助成に努めます。また、不妊に悩む夫婦の心身の負担軽減に努めます。
- ■国は、特定不妊治療や不育症治療等を受けている夫婦に対する経済的な負担の軽減を 図るため、助成制度の充実に努めます。

対応方針

- ■不妊や不育症に関する相談を実施し、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。
- ■特定不妊治療(男性不妊治療を含む)、不育症治療および一般不妊治療への助成を行うことで、不妊に悩む夫婦に対して、総合的な経済的支援を行います。
- ■不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、治療に関する正しい知識の普及を通じた周囲の理解促進を図るとともに、不妊治療のための休暇が取得しやすくなるよう、企業における休暇制度の導入の促進に取り組みます。

取組内容

① 相談や情報提供

○不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不 妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

② 経済的支援

〇特定不妊治療(男性不妊治療を含む)を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の上乗せ助成事業を行います。また、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加、不育症治療等に対する助成事業、一般不妊治療に対する助成事業を行います。 (健康福祉部子ども・家庭局)

③ 企業における休暇制度の導入の働きかけ

○不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、治療に関する正しい知識の普及を通じた周囲の理解促進を図るとともに、不妊治療のための休暇が取得しやすくなるよう、企業における休暇制度の導入を働きかけることについて国に提言します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。



指標名

型の自のない経産婦・乳幼用ケアの発薬

妊娠期から子育で期にわたる総合的な相談窓口が 整備されている市町数

日常の育児について相談相手のいる親の割合※

訪問・通所・宿泊等による 産後ケアを実施できる体 制がある市町数



現状値 (計画策定時)
【計画水を時】
22 市町 (26 年度)
99.4% (26 年度)
2 市町 (26 年度)



31 年度 目標値
29.市町
100%
13 市町

※1歳6か月児健診を受診した保護者を対象としたアンケート調査で「日常の育児で相談相手はいますか。」 との質問に「1人もいない」と回答した保護者以外の割合。

現状と課題

- ■県内では、1歳6か月児健診を受診する保護者のうち、1人も相談相手がいない方が 毎年100人程度いると推計※1されるなど、妊産婦や育児中の親等の孤立が問題となっています。特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出産に影響を与えるという指摘があります。
- ■児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。
- ■現在行われている母子保健事業の中で、産院から退院した直後のケア体制が最も手薄となっています。平成 29 年度から、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点により、産後うつが発生しやすい産後間もない時期における産婦健康診査の助成を行う産婦健康診査事業を3市町が開始しました。
- ■これらのことから、妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産科・産婦人科医、小児科医、助産師や市町の保健師などがそれぞれ提供するサービスを強化するとともに、例えばフィンランドで提供されている「ネウボラ」のように、妊産婦・乳幼児ケアが全ての家族に対し継続的に提供され、利用者がワンストップで利用できる仕組みづくりが重要となっています。
- ※1 1歳6か月児健診を受診した保護者を対象としたアンケート調査。 平成25年度の調査(n=1,913)によると、「日常の育児で相談相手はいますか。」との質問に「1人もいない」と回答した割合は0.6%となっています。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、妊娠・出産・育児期の家族を地域で見守り、助け合う地域づくりを進めます。
- ■医療機関は、行政と連携し妊産婦や子どもおよびその家族が、安心して出産・育児ができる体制整備に努めます。
- ■市町は、地域の実情に応じた総合相談窓口の設置等、切れ目のない相談支援体制の 整備に努めます。
- ■国は、県・市町が切れ目のない母子保健体制の整備を推進するにあたり、人材の育成 や確保、拠点整備等に対する財政支援に努めます。

対応方針

■県内どの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、三重県独自の新たな出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)により取組の推進を図るとともに、市町における母子保健サービスの提供体制の整備を支援します。

取組内容

- ① 市町の母子保健サービスの取組支援
- ○各市町の実情に応じて、産科・産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等の ネットワークを活用し、切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートす る仕組みづくりを支援します。 (健康福祉部子ども・家庭局)

② 市町の産後ケアの取組支援

○支援が必要な妊婦に対し、妊娠届時からの支援プランの作成や、産婦健康診査や産婦 人科医療機関・助産所を利用した産後ケアの実施等、妊娠早期や産後の初期段階にお ける市町の母子保健の取組を支援します。 (健康福祉部子ども・家庭局)

必要な産科・産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。また、医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われています。

111 ETC 1985年下海京北京DF和南京14日



指標名

出産1万あたりの産科·産 婦人科医師数※

小児人口 1 万人あたりの 病院勤務小児科医師数※

就業助産師数※

周産期医療施設から退院 したハイリスク児への市 町における訪問等の実施 率



現状値	
(計画策定時)	
96 人	
(24年)	
4.2人	
(24年)	
386 人	
(26年)	
97. 4%	
(26 年度)	



	31 年度
	目標値
	110 人以上
	(30年)
	5.5 人以上
	(30年)
	491 人
	(30年)
	100%
	10070
- 1	

※2年ごとに確認する指標

現状と課題

- ■本県の人口 10 万人あたりの産科・産婦人科、小児科の医師数および助産師数、出産 1 万あたりの分娩取扱い病院に勤務する産科・産婦人科、小児科の医師数は全国平均 を下回っており、周産期医療を担う人材の確保と育成を進めていく必要があります。
- ■女性の晩婚化・出産年齢の高齢化などの社会情勢の変化に伴い、出産に係るリスクが高まるおそれがあることから、リスクの高い分娩に対応する県内5つの周産期母子医療センターのネットワーク体制の構築やN | C U (新生児集中治療室)等の設備整備、新生児ドクターカーの運用などにより、周産期医療体制を充実していく必要があります。
- ■平成 28 年の周産期死亡率が全国ワースト1位となったことから、その改善に向けた 取組を実施していく必要があります。
- ■医療の高度化により救われる命が増えている中で、長期入院を要する小児の在宅移行への支援や、医療的ケアが必要な子どもの在宅での療育・療養支援が必要となっています。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、地域の周産期医療体制、在宅での療育・療養支援体制を理解し、これらを確保するための取組に協力します。
- ■医療機関は、周産期医療を担う医師等の確保や施設・設備の整備に努めます。また、

地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化を進めます。

- ■医療関係団体は、病院と診療所等の適切な機能分担や連携体制の構築に向けた取組に対し助言します。
- ■市町は、地域住民への情報提供や啓発、相談支援体制の充実、地域における保健、医療、福祉、教育等の多職種による連携体制の構築に努めます。
- ■国は、周産期医療対策事業や在宅での療育・療養支援事業の充実に努めます。

对応方針

- ■周産期医療に従事する産科・産婦人科医、小児科医が不足しているため、当該医師の 確保・育成に取り組みます。また、看護職員の確保を図る中で、助産師の確保に取り 組みます。
- ■周産期死亡率を改善し、安心・安全に出産できる体制を充実するため、引き続き周産期母子医療センターの機能の充実、産科における適切な機能分担、連携体制の強化に取り組みます。さらに、医療的ケアが必要な子どもの療育・療養支援体制の充実に取り組みます。

取組内容

① 人材の確保・育成

○医師修学資金貸与制度の活用や三重県地域医療支援センターの三重専門医研修プログラムの運用等により、産科・産婦人科医や小児科医等、専門医の養成・確保を進めるとともに、助産師や認定看護師等の周産期医療を担う専門性の高い人材の確保と育成を進めます。 (健康福祉部医療対策局)

② 総合的なネットワーク体制の構築

○高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。また、多職種連携のための研修会等を開催します。 (健康福祉部医療対策局)

③ ハイリスク分娩への対応

○ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うととも に、出産前後の母体、胎児および新生児の治療、管理を行うために必要となる医療機 器等の設備整備を支援します。 (健康福祉部医療対策局)

④ 重症新生児への高度・専門的医療の提供

○地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、 医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー(すくすく 号)の運用を行います。 (健康福祉部医療対策局)

⑤ 在宅での療育・療養支援

○保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制の構築や、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成等に係る市町等の取組を支援します。 (健康福祉部医療対策局)

低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組 が進み、地域で安心して子育てができています。

差可能などの子育で教籍の支援



指標名
保育所の待機児童数
放課後児童クラブの待機 児童数
家 庭 教 育 を 支 援 す る 市 町・団体数(累計)
小学校の児童との交流を 行った幼稚園等の割合





現状と課題

- ■待機児童の発生しやすい低年齢児は、母親の職場復帰により年度途中で入所希望が増えることから、受入に支障が生じないように年度当初から保育士を確保しておく必要があります。そのためには県内の保育団体、指定保育士養成校、ハローワーク等と連携し、新たな保育士の育成・就業支援や潜在保育士の復帰支援を行うとともに、就業継続支援や処遇改善により保育士が働きやすい環境を整備する必要があります。
- ■子どもが病気になったとき、子どもを預けることができる病児・病後児保育が求められています。病児・病後児保育に取り組む地域は、平成 26 年度上半期で 18 市町、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かり事業は 10 市町、両方合わせると 20 市町にとどまり、病児・病後児保育に対応する市町を拡大する必要があります。
- ■子どもが小学校に入学すると、預け先が確保できないなど仕事と子育ての両立が困難であるとの理由から、それを機に働き方を見直さざるを得ない、いわゆる「小1の壁」といわれる現象も発生しており、放課後児童クラブや放課後子ども教室について、市町や保護者の要請に的確に対応していく必要があります。また、ひとり親家庭の親が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用について支援する必要があります。
- ■親世代と同居または住まいが近接しているほうが子どもの数が多いという調査結果もあることから、祖父母の子育で支援を後押しすることも必要となる一方、子育で世代の全ての方が祖父母の支援を受けられるとは限らないことから、これまで以上に地域や社会が子どもの育ちや子育で家庭を支援していく必要があります。

- ■第3子以上を持ちたいと考える家族が、経済的な負担が大きいために希望する人数の子どもを持つことを躊躇しているのではないかという指摘があります。
- ■地域や社会では、既に子どもの育ちや子育て家庭の支援を行っている団体や企業等がありますが、これらの取組を継続的な活動に発展させていく必要があります。
- ■子どもの頃の体験活動が豊富な人ほど、意欲・関心や規範意識が高いという調査結果があります。県では、野外体験保育が広く取り組まれるよう普及啓発を進めていますが、さらなる普及のためには指導的な役割を担う人材が不足しています。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、祖父母世代など子育てを終えた世代が子育ての支援を行うことについて理解を深めるとともに、可能な範囲で子育て家庭を応援します。
- ■企業や子育て支援団体は、地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支える必要性について理解を深め、それぞれの特性を生かしながら、子どもや子育て家庭を応援します。
- ■県内の保育所は、保育士・保育所支援センター事業を活用し、保育士確保に努めます。
- ■市町は、保育所の整備や保育士確保を進め、待機児童の解消に取り組むとともに、病児・病後児保育に取り組む施設の確保に努めます。また、放課後子ども総合プランに基づき、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充を推進するとともに、放課後児童クラブ・子ども教室の一体的な、または連携による実施に努めます。
- ■国は、多子世帯に対する支援や三世代同居・近居を促進する取組を進めます。

対応方針

- ■潜在保育士の復帰支援、保育士の就業継続支援を行うとともに、保育士修学資金貸付制度の普及や保育士の処遇改善等など保育士確保に取り組みます。
- ■私立保育所への年度途中の入所が円滑に進むよう支援します。
- ■病児・病後児保育の施設整備等を支援します。
- ■必要な地域に放課後児童クラブ・子ども教室が設置され、運営できるよう、取組を支援します。
- ■子どもたちの豊かな未来の実現に向け、保護者と共に社会全体で子育ての喜びを育む ため、「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、取組を進めます。
- ■野外体験保育などの子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の普及啓発について取 組を進めます。
- ■多子世帯に対する支援や三世代同居・近居の促進を図る取組など、子育ての経済的負担軽減に係る施策について検討を進めます。

取組内容

① 保育士の確保と処遇改善

〇保育士・保育所支援センター事業において、潜在保育士の復帰支援、保育士の就業継続支援を行うとともに、保育士修学資金貸付制度の活用などにより、保育士確保に向けた取組を進めます。また、県内の潜在保育士を対象に復職に対する意向等調査を行い、求人情報とのマッチングに活用するなど、就労へつなげる取組を行います。さらに、国が構築した、経験年数や研修受講を要件とする保育士等の処遇改善を推進するため、その要件となっているキャリアアップ研修を実施します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

② 低年齢児保育の拡充

〇年度途中の入所希望に対応するため、年度当初から保育士を加配して低年齢児保育の 充実に努める市町を支援します。 (健康福祉部子ども・家庭局)

③ 病児・病後児保育の拡充

○病児・病後児保育に取り組む地域の拡大を図るため、病児・病後児保育の施設整備や 広域利用を実施する市町を支援します。 (健康福祉部子ども・家庭局)

④ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実

○放課後児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援を進めるとともに、放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員、補助員等)に対して研修を実施することにより、人材の確保や資質の向上、専門性の確保を図るとともに、その処遇改善等に努めます。また、ひとり親家庭の児童の利用料を減免する放課後児童クラブへの補助を行う市町を支援します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

⑤ 子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の支援

○野外体験保育有効性調査の結果等をふまえ、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことに主眼を置いた取組の普及啓発や人材育成等を、市町や関係機関と連携して進めます。 (健康福祉部子ども・家庭局)

⑥ 孫育てなど地域の子育て支援

○子育て家庭を支える人材の育成や祖父母世代の子育て支援を行うための取組のほか、 地域で活動している子育て団体の取組について、市町と連携して子育て家庭のニーズ に応じた支援を進めます。また、多子世帯に対する支援等について検討を進めます。 (健康福祉部子ども・家庭局)

⑦ 家庭教育の充実

○親同士が子育ての悩みや思いを語り合う交流機会の提供や、父親等が子育てに関して 家庭でできることを学ぶ場づくりの提供を行うとともに、家庭教育に関する気運づく りに向けて市町と連携した取組を進めるほか、家庭と幼稚園・保育所・学校等が連携 して、家庭での子どもたちの基本的な生活習慣等の確立を図るなど、家庭教育の充実に向けた取組を進めます。

(戦略企画部、健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会事務局)

⑧ 幼児教育の充実

○多様な体験活動をとおして、幼児の自主性や規範意識、自尊心、思いやりの心などの育成が図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、幼稚園等への実践事例の普及・啓発を進めます。また、保幼小接続モデルカリキュラムの普及等により幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう取り組むとともに、幼稚園教諭と保育士等の専門性を高める研修を実施し、幼児教育の充実を図ります。 (健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会事務局)

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜いていく力を育む子育でに男性が積極的に関わることができるようになっています。



指標名

「みえの育児男子プロジェクト¹³」に参加した企業、団体数(累計)※1

育児休業制度を利用した 従業員の割合(男性)※2



現状値
(計画策定時)
19 企業·団体 (26 年度)

4.2% (25年度)



31 年度 目標値
300 企業·団 体
14.0% (30 年度)

- ※1職場をあげて「ファザー・オブ・ザ・イヤー」へ参加する企業や団体、みえの育児男子アドバイザーを 養成する企業や団体、みえの育児男子倶楽部へ参加する企業や団体等
- ※2三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部)に基づき、「配偶者が出産した従業員数(男性の場合)」 と「うち育児休業を取得した従業員数」により算出。

現状と課題

- ■「第3回みえ県民意識調査」(平成25年度)によると、父親の育児参画に関する意識について、男性は女性より割合は低いものの、「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と「父親は時間の許す範囲で、育児をすればよい」を合わせると、およそ9割の方が父親も育児に関わるべきと考えています。
- ■夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、 夫が育児参画していないと女性の第3子の出産意欲は低下するという調査結果もあ りますが、職場においては長時間労働やパタニティ・ハラスメント¹⁴等も存在する中 で、男性の育児参画が十分に進んでいない状況にあり、地域の絆の希薄化や核家族化 が進む中で、母親の育児に関する負担感は大きくなっています。
- ■子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果もあり、子どもの生き抜いていく力を育てる推進役として、男性の積極的な育児参画が求められています。

^{13 「}子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いてく力を育てることを大切に考えて、男性が積極的に育児に参画することを応援する取組。

¹⁴ 働く男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上 司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすること。

- ■こうしたことから、本県においては、男性の育児参画の意識を高めるため、「みえの育児男子プロジェクト」を進めているところです。
- ■平成 29 年度に事業所 3,000 社を対象に実施した結婚等に関する意識調査によると、「イクボス」の認知度は低い状況にあるほか、どのように取り組んでいいのか分からないという声も多くあります。
- ■今後も、夫婦が希望する数の子どもを産むことができる環境づくりや男性が育児に進んで取り組むことができる環境づくりを進めるために、男性の育児参画の必要性に関する普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけが必要となっています。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、子どもの成長や子育てには、男性の育児参画が必要であることについて理解を深めます。
- ■地域において男性の育児参画を推進する団体等は、男性の育児参画の機運が高まるよう、個々の取組の情報共有等を図ります。
- ■事業者は、「イクボス¹⁵」の取組や従業員の「子育て」と仕事の両立の尊重、男性の育児参画を進める人材が活動しやすい風土の醸成等、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進めます。
- ■市町は、さまざまな主体との連携を図りながら、男性の育児参画の推進に向けた取組を進めます。
- ■国は、男性の育児参画についての機運醸成と環境整備を進めます。

対応方針

- ■男性の育児参画についての機運を高めるため、育児に進んで参画している男性や職場で従業員等の仕事と育児の両立を応援している上司(イクボス)等の取組や事例等の情報発信を行うとともに、子育て中に男性等が情報交換やアドバイス等をしあえるネットワークづくりや、必要な情報提供等を行います。
- ■地域や職場等において男性の育児参画の普及啓発をけん引し、積極的に情報発信できる人材を育成するとともに、男性が子どもの成長を大切に考え、男性が子どもの生き抜いていく力を育てる子育でに積極的に関わることができるよう、県民の皆さんに対する啓発活動や機会の提供等を行います。
- ■職場において、仕事と育児の両立を大切にする風土づくりや、働く男性の育児参画の 機運が高まることを目的に、企業等に対して情報発信等の継続的な働きかけを行いま す。

¹⁵ 子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートしあう職場環境づくりに取り組む上司のこと、および管理職の配置にあたって、そういった姿勢を重視する取組そのもの。

取組内容

① 普及啓発、情報提供

○男性の育児参画についての機運を高めるため、さまざまな方法やかかわり方でステキな育児をしている男性や団体、イクボスの取組や事例等を広く募集し、表彰するほか、自然体験を通した子どもの「生き抜いていく力」を育む子育ての魅力等の情報発信を行うとともに、子育て中の男性等が情報交換やアドバイス等をしあえるネットワークづくりや、必要な情報提供等を行います。 (健康福祉部子ども・家庭局)

② 人材の育成

○企業等においてイクボスや男性の育児参画の普及・啓発をけん引し、積極的に情報発信できる人材を育成するとともに、男性が子どもの成長を大切に考え、子どもの生き抜いていく力を育てる子育てに積極的に関わることのできるよう、自然体験等を通じた取組やその魅力・効果について情報発信を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

③ 企業等への働きかけ

○職場において、仕事と育児の両立を大切にする風土づくりや、働く男性の育児参画の機運が高まることを目的に、「イクボス」を推進する企業同士が情報交換や連携取組を行うためのネットワークづくりや取組の支援を行うとともに、男性の育児休暇取得促進に向けて、男性の育休取得事例を取りまとめて情報発信を行うなど、企業等に対する継続的な働きかけを行います。 (健康福祉部子ども・家庭局)

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携により途切れのない支援体制が構築されています。



指標名

建安层外的基及学ど主人仍然就

「CLMと個別の指導計画」を導入している保育 所・幼稚園等の割合



現状値 (計画策定時)

33.1% (26年度)



31 年度 目標値

75.0%

現状と課題

- ■文部科学省が平成24年に実施した調査では、通常の学級において知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%であることから、適切な指導・支援を行う必要があります。
- ■県内の小中学校でも、言語障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等を対象とする通級指導教室において指導・支援を受ける児童生徒数は、平成21年度の399人から平成26年度の708人へと約1.8倍に増加しています。
- ■社会における発達障がいに対する認識の高まりを受けて、発達障がい児等への医療、 福祉に関する支援ニーズも高まっています。
- ■発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、発達障がい等に対する正しい知識を取得し、理解を深めます。
- ■保育所・幼稚園等は、発達障がい児等に対する支援ツールの導入等に努め、早期支援 を図るともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。
- ■医療機関や福祉施設等の関係機関は、学校、市町と連携し、身近な地域において、発達支援が必要な子どもに対する早期発見と成長段階に応じて途切れることのない適切な支援に努めます。
- ■市町は、保健・福祉・教育が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備に努める とともに、支援窓口で中核となる専門性の高い人材の育成に努めます。

対応方針

■発達支援が必要な子どもが身近な地域において早期に適切な支援が受けられるよう、 市町に対して保健・福祉・教育が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材の育成や技術的な 指導助言等の支援を行います。

- ■発達障がい児等に対する支援として全国に先駆けて取り組んでいる、支援ツール「CLM (Check List in Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」を活用した支援について、幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、総合相談窓口での相談対応や短期入所事業の実施等、家族支援にも取り組みます。
- ■これらの取組を充実していくために、県立草の実リハビリテーションセンター、県立 小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの難聴児支援部門を統合した、三 重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校を発達支援の中核とし、地域への支援を進めます。

取組内容

① 三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校の取組

○平成29年6月に開設した三重県立子ども心身発達医療センターと、併設する三重県立かがやき特別支援学校(分校)を発達支援の中核として、隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行うとともに、地域支援の機能を高め、県全体の総合力の向上をめざします。

(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会事務局)

② 市町の取組支援

○市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

③ 発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進

○発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定ことも園・保育所への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。

(健康福祉部子ども・家庭局)

④ 発達支援が必要な子どもを育てる家族への支援

○子ども心身発達医療センターにおける入退所時等の関係機関(児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等)との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。 (健康福祉部子ども・家庭局)

⑤ 発達支援が必要な子どもに対する障害福祉サービス等の充実

○発達支援が必要な子どもが児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所などの障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を高めます。(健康福祉部)

県内の子どもたちが自然、歴史、文化、産業等を含めた「三重の魅力」を理解し、子どもたちの地域への愛着が育まれています。また、県内の高等学校および高等教育機関における学びの選択肢が増えるとともに、県内高等教育機関の魅力が高まることにより、三重県で学び、そして働く若者が増えています。

重要業績評価。 指標(KPL)

指標名

沙膜洗 使薯蓣 俗准

県内高等教育機関卒業生 の県内就職率※



現状値 (計画策定時)

49.0% (26 年度)



31 年度 目標値

59.0%

※県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合

現状と課題

- ■「高校生・保護者アンケート(三重県戦略企画部実施)」によると、「現在、住んでいる地域にこれからも住み続けたいですか」との質問に対して、「今の地域に住み続けたい」と回答をした理由として最も多かった回答が「理由はないが、愛着を感じている」の 42.6%だったことから、若者の県内定着の実現には、子どもの頃から地域への愛着を育む取組が求められています。
- ■平成 29 年度の本県の大学収容力指数は 44.7 で全国 46 位と低く、県内の高等学校を 卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合も約2割と低くなっています。また、 県内大学卒業生が県内企業に就職した割合も5割を切っており、大学進学時と就職時 の若者の県内定着が課題となっています。
- ■子どもたちは職業選択の基準として自己の興味や好みを重視する傾向があり、子どもたちの求職ニーズと県内事業所の求人ニーズにミスマッチが起きています。また、県内事業所における、新規高等学校卒業者の卒業後3年以内の離職率は高止まりしています。
- ■本県のアスリートが、他の都道府県に活動場所を求めたり、アスリートとしての活動 を継続できないなどの課題があります。

他の主体に期待する主な役割

- ■地域住民・NPO等は、県内の高等学校や高等教育機関と連携して、地域の良さを生かした体験・交流活動や社会貢献活動などの場を創出します。
- ■県内高等教育機関は、学生の確保や学生の県内への定着等に向け、他のさまざまな主体と連携して、自らの魅力向上・充実に取り組みます。

- ■事業者は、県内で学ぶ学生や高校生、U・Iターン就職を希望する県外学生などの若者に対して、自社の魅力を発信するとともに、インターンシップへの協力を含め、若者との交流を推進することで、人材の確保・定着に取り組みます。
- ■市町は、地域住民・NPO等と県内の高等学校や高等教育機関との連携を促進します。 また、各地域や地元企業の魅力を発信し、U・Iターン就職を促進します。
- ■国は、学生をはじめとする若者の大都市への集中を抑制する取組を推進するとともに、地方における学びの選択肢の拡大や県内高等教育機関の魅力向上、U・Iターンの促進に向けた取組を支援します。

対応方針

- ■子どもたちの地域への愛着を育むため、地域の良さや郷土の豊かな自然、歴史、文化、 産業等を知識として理解する取組を推進します。
- ■県内高等教育機関の収容力の向上とともに、県内高等教育機関の学生確保、魅力向上 上・充実、県内就職率の向上に向けた取組を推進します。
- ■若者と県内の中小企業とのマッチングや、県外の大学に進学した学生のUターン就職などの促進を図るとともに、新規高等学校卒業者の職場定着を支援します。
- ■子どもたちが県内に魅力のある職場や仕事があることを理解するとともに、自己と社会とのつながり、働くことや地域社会に参画することの意義について理解を深めることができるよう、各学校段階におけるキャリア教育の取組を推進します。
- ■本県のアスリートが本県で競技活動を続けられることができるよう、環境づくりに取り組みます。

取組内容

① 郷土教育の推進

○子どもたちが地域の良さ(自然、歴史、文化、産業等)等を理解し、誇りをもって語ることができる力を身につけられるよう、教材の開発とその活用・実践を推進します。また、地域のさまざまな分野で活躍する人による講話や体験活動など、地域と連携した郷土教育や、博物館や図書館などの社会教育施設等を活用した郷土教育を推進します。
(教育委員会事務局)

② 高校生の地域活性化の取組への参画

○高校生が地域の活性化の取組に参画し、地域を学び、地域への愛着や絆を深めるため、 学校と市町等との連携を進めるとともに、地域と連携する高等学校の取組を支援しま す。また、高校生に地域の課題解決や活性化について主体的に参画する意欲や態度を 育成するため、県内外の高校生が集い交流する「高校生地域創造サミット(仮称)」 を開催します。 (教育委員会事務局)

③ 学びの選択肢拡大

〇県内の工業高校が持つポテンシャルを活かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、三重県立四日市工業高校ものづくり創造専攻科を開設します(平成30年4月)。また、本県が平成29年度に実施した大学・学部等の設置に関する調査及び国が平成30年度に予定している地方へのサテライトキャンパス設置に関する調査等を活用して、全国でも低位にある大学収容力の向上につなげる方策の検討を進めます。 (戦略企画部、教育委員会事務局)

④ 県内高等教育機関の魅力向上・充実

- ○県内高等教育機関相互の連携や地域との連携による魅力向上を図るため、「高等教育コンソーシアムみえ」を通じて、「三重を知る」共同授業の実践や単位互換協定に基づく他校の特色ある授業科目の履修などの取組及び地方創生に取り組む市町・地域の支援等の取組を推進します。また、しごとの創出、人材の育成等の取組を一層推し進めるため、県内高等教育機関の強みや産業界・市町のニーズなどに沿った連携が図られるよう、新たな産学官による協議会を設置します。 (戦略企画部)
- ○地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域とのマッチングのより一層の促進を 図ります。 (戦略企画部)

⑤ 奨学金の返還支援を通じた若者の県内定着の促進

○県内の条件不利地域への若者定着を促進するため、同地域への居住等を条件として、 大学生等の奨学金の返還額の一部を助成します。 (戦略企画部)

⑥ U・1 ターン就職等の促進

- 〇若者の県内企業への就労、定着を促進するため、就職支援協定締結校等と連携して、 県外大学へ進学している学生のU・Iターン就職を促進します。 (雇用経済部)
- ○「三重U・Iインターンシップ推進協議会」を活用して、県内外の学生等や企業相互 に意義あるインターンシップの普及を図ります。 (雇用経済部)
- 〇県内企業の新たな事業展開や技術力向上等のために、専門的な知識や技術等を有する 高度人材等を確保できるよう取り組みます。 (雇用経済部)

⑦ キャリア教育を通じた県内定着の促進

○経済団体やNPO等と連携し、県内に魅力のある職場や学ぶ場があることについて子 どもたちの理解を促すなど各学校におけるキャリア教育を推進することにより、地域 への愛着と地域で活躍する意欲を育み、将来地域で活躍する担い手を育成します。

(教育委員会事務局)

○県内の事業所に就職した新規高等学校卒業者が、希望と意欲をもって安心して働くことができるよう、出身高等学校と事業所が連携し、職場定着に向けた取組を進めます。 (教育委員会事務局)

⑧ アスリートの県内定着推進

○本県のアスリートが、競技活動を継続し、自分の夢を実現するとともに、県民の皆さんに夢と感動を与え続けられるよう、アスリートの県内定着に向けた就職支援や、女性アスリートのサポート事業を実施します。 (地域連携部スポーツ推進局)

⑨ 南部地域市町への支援等

○将来的な定住やU・Iターンにつなげるため、複数の市町が連携した地域への愛着心を育む子どもの地域学習に関する取組を支援するとともに、南部地域における多様なライフスタイルを発信します。 (地域連携部南部地域活性化局)

全ての子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、確かな学力を身につけるとともに、 健やかに育ち、「自立する力」「共生する力」を備えています。

どもの能力の養成と人口減少に対応する数異体制の確保

重要業績評価 指標(KPI)

指標名

全国学力・学習状況調査に おいて全国平均を上回っ た教科数 ※1

地域等の人材を招へいし た授業等を行っている学 校の割合

全国体力·運動能力、運動 習慣等調査の結果 ※2



現状値(計画策定時)

0 (26 年度)

小学校 82.9% 中学校 64.0% (27 年度) 高等学校 92.6% (26 年度)

> 44.5 (26 年度)



31 年度 目標値

8 [全教科]

小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%

51.0

- ※1全国学力・学習状況調査の教科に関する結果は、学力の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどに留意しつつ、児童生徒や学校への質問紙調査の結果と合わせて総合的に活用することが重要です。
- ※2全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の体力合計点の全国との比較(小学5年生男女および中学2年生男女の都道府県別平均値との比較指数)。

現状と課題

- ■人口減少が進む中、現在の社会的厚生の水準を維持するには県民一人ひとりの資質向上と能力発揮が必要であり、特に、次代を担う子どもたちが自らの個性に応じて能力を最大限に発揮できる環境づくりと複雑化する社会で生き抜いていく力の育成が重要です。
- ■中山間・過疎地域等では子どもの数が減少する中、教育効果についての検討が行われた結果、小中高校の統合が行われていますが、統合がさらなる人口減少につながることが懸念されています。これらの地域における学校小規模化による教育上の課題を十分考慮しつつ、地域住民の意向もふまえ、教育体制の確保・充実を図る必要があります。

他の主体に期待する主な役割

■家庭・保護者は、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って温かく育み、心身の調和のとれた発達を図ります。また、学校との連携を深め、PTA活動等に積極的に参画します。

- ■地域住民・NPOは、連携して、体験・交流活動や社会貢献活動など、多彩な成長の場を継続的に創出します。また、学校運営への参画などにより学校を支援します。
- ■事業者は、専門性等を活かし教育活動に積極的に参画するとともに、教育環境の改善 や能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に貢献します。
- ■市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果についての住民への説明責任を果たします。
- ■国は、学びの充実に向け、質の高い教育環境を実現するため、必要な人的支援、財政 的支援に努めます。

对応方針

- ■授業力の向上や授業改善、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの学び)の充実、読書活動の推進等により子どもの学力向上を図ります。また、全ての小中学校での体力向上の計画づくりや指導主事・元気アップコーディネーター等による学校の取組支援、教員の指導力向上等により子どもたちの体力向上を図ります。
- ■子どもたちが伊勢志摩サミットの資産を次世代に継承していくため、地球規模の視野で物事を考え地域の視点に立って行動し、将来社会で活躍できるグローカルな人材を 育成します。
- ■子どもたちの学習環境の充実を図るため、ICTを積極的に活用した学習活動を推進します。
- ■子どもたちの家庭での学習習慣や生活習慣業の確立を促進するとともに、地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域による学校支援の体制づくりを促進します。また、学校での学びを将来社会で役立てられるよう、教育活動全体を通じたキャリア教育を組織的・系統的に推進するとともに、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育の充実を図ります。
- ■コミュニティ・スクール等を中心とする地域に開かれた学校運営の仕組みを導入し、 地域との結び付きを深めます。
- ■自然災害に対して、子どもたちの自分の命は自分で守る力を育むとともに、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育を推進します。
- ■スポーツの分野においても、ジュニア・少年選手が国内外の大会等において活躍し、 自分の夢を実現できるよう、競技スポーツ水準の向上対策を進めます。
- ■教職員が子どもたちと向き合う時間を大切にし、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、業務の効率化、総勤務時間縮減に努めます。

取組内容

① 学力の向上

〇子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」が実感できる授業を行うため、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの3点セット等を年間を通して計画的に活用するとともに、算数の経年的な課題について、小学校第1学年から各学年の学習内容を子どもたちが確実に習得できるよう、指導のポイント等を示した「育成カリキュラム」を作成するほか、数学的思考力を育成するWEB教材の研究・開発に取り組みます。また、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの学び)の充実や、学習評価のあり方の改善に取り組みます。さらに、発達段階に応じた生活習慣・読書習慣チェックシートの取組やホームページ等を活用した広報・啓発活動をとおして、子どもたちの家庭での生活習慣や学習習慣、読書習慣の確立を促進するとともに、地域の住民等と連携・協働した学習を推進します。

(教育委員会事務局)

② グローカル人材育成の推進

- 〇高校生がグローバルな視野や、日本人・三重県人としてのアイデンティティーを持ちながら異なる文化・伝統に立脚する人々と協働するとともに、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、未来を切り拓いていく力を育成するため、海外留学や海外での研修・インターンシップの実施、みえ未来人育成塾、「高校生地域創造サミット」、みえ自然科学フォーラムの開催、ハイレベルな研究やコンテスト参加への支援、国際バカロレア認定校についての調査研究、語学力向上のための指導法の研究などに取り組みます。 (教育委員会事務局)
- ○小学校英語教育の早期化・教科化に対応し、英語教育を効果的に行えるよう、小学校 英語の指導・評価の方法について、モデル校を指定して実践研究を行います。また、 中学生を対象にしたコンテストや英語を用いた郷土三重の学習等を通じ、日本人・三 重県人としてのアイデンティティーを持ちながら、国際的な舞台で活躍し積極的に発 信する力の育成を進めます。 (教育委員会事務局)

③ キャリア教育の充実

- 〇子どもたちが学校での学びを将来社会で役立てられるよう、キャリア教育を、小中高等学校の各学校段階を通じて組織的・系統的に推進します。また、地元の企業での就業体験や地域で活躍する職業人等による授業の実施など、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育を充実させます。 (教育委員会事務局)
- ○社会への参画と貢献に対する意欲・態度の育成を図り、主権者としての自覚と責任および政治に対する関心を高められるよう、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等をとおして政治的教養を育む教育に取り組むとともに、地域と連携した取組、体験活動等により、シチズンシップの涵養を進めます。

(教育委員会事務局)

④ コミュニティ・スクール等の推進

○子どもたちを中心に据えた「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクール等の実践経験がある人材を「地域とともにある学校づくりサポーター」として市町等教育委員会や学校に派遣するなどして、コミュニティ・スクール等を中心とする地域等に開かれた学校運営の仕組みの導入を推進します。

(教育委員会事務局)

⑤ 子どもたちの体力向上

- ○子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう、指導主事や元気アップコーディネーターが市町等教育委員会と連携し、各小中学校における体力向上の目標設定や1学校1運動プロジェクトの取組を推進します。 (教育委員会事務局)
- ○中学校・高等学校に、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導 員を新たに配置するとともに、外部指導者(サポーター)の派遣や、指導者の指導力 向上を図るための研修会などを通じた「三重県部活動ガイドライン」の浸透により、 運動部活動の充実につなげます。
 (教育委員 会事務局)
- 一就学前の子どもたちの遊びや運動の機会の拡充に向けた取組や、生活習慣チェックシートの活用、イベントの開催等をとおして、家庭・地域・学校が連携した体力向上の取組を推進します。(教育委員会事務局)
- ○本県で開催する全国高等学校総合体育大会に出場する選手が十分に力を発揮できる 環境を整えるとともに、全国中学校体育大会、国民体育大会等の開催に向け、関係機 関と連携し、運動やスポーツに取り組む子どもたちの育成を推進します。

(教育委員会事務局)

⑥ ICTを活用した分かりやすい授業の推進

○子どもたちの学習環境の充実を図るため、 I C T を活用した学習活動を推進します。 また、全ての教員が I C T を効果的に活用して指導できるよう、教員の実態に応じた 研修を実施し、授業力の向上とわかりやすい授業の実現を支援します。

(教育委員会事務局)

⑦ 子どもたちの学びの場の拡大

○地域の団体、NPO、企業、ボランティアなど社会教育に携わるさまざまな主体が参画するネットワークを形成し、相互に学び合い、その成果を学校教育や家庭教育などに生かすことにより子どもたちの「生き抜いていく力」を育成します。

(教育委員会事務局)

⑧ 子どもたちの「防災力」の育成

○子どもたちが、地震や津波、風水害など自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材や教職員研修の充実など学校における防災教育を推進します。また、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、被災地でのボランティア活動や交流事業などに取り組む学校を支援します。

(教育委員会事務局)

⑨ ジュニア・少年選手の競技スポーツ水準の向上

○全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会、国民体育大会(三重とこわか国体)の本県開催、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、本県のジュニア・少年選手が大規模大会等で活躍できるよう、クラブチームや中学校、高等学校運動部の強化指定を行い、競技力向上を図るための取組を進めます。また、ジュニア・少年選手の育成を図るとともに、三重とこわか国体の後も継続して三重県の競技スポーツを担う人材の育成につなげるため、優れた指導者の養成と指導体制の構築に向け、「チームみえ・コーチアカデミーセンター」の取組を開始します。

(地域連携部スポーツ推進局)

⑩ 教職員の業務効率化および総勤務時間縮減

○教職員の時間外労働時間の削減時間やすべての公立学校において統一して実施する項目を設定し、弾力的な勤務時間制度の活用、調査・会議の見直し、専門家や外部人材の活用等の取組とともに、部活動について、休養日の設定や地域人材の活用等をとりまとめた「三重県部活動ガイドライン」を策定し、教職員の業務効率化および総勤務時間縮減を進めます。 (教育委員会事務局)

三重の強みを生かして、新しい時代を担う産業や成長産業を中心とした強じんで多様な産業構造を形成することで、多様な就業機会が創出されています。

本県北部におけるものづくり産業、南部の地域資源を活用した産業および観光業、加えて高いポテンシャルを有する食関連産業の振興など、企業等自らの創意工夫や地域が持つ価値や魅力などを活用し、活発な産業活動が展開されています。



指標名
農業産出等額
県産材 (スギ・ヒノキ) 素 材生産量
漁業者一人あたり漁業生 産額
県内中小企業・小規模企業 のうち、収益等が向上また は維持した企業の割合
県内における飲食料品の 製造品出荷額および販売 額の合計
企業立地件数(累計)
観光消費額

	:
	現状値 (計画策定時)
/	1, 138 億円 (26 年)
	315 干㎡ (26 年度)
	593 万円 (25 年)
	62.9% (26 年度)
	6, 577 億円 (26 年)
	4, 657 億円 (26 年)

1	31 年度 目標値	
)		
	1,160 億円 (30 年)	
	426 ∓ m³	
•	667 万円	
	(30年)	
	69. 0%	
	6,774 億円	
	(30年)	
	240 件	
	5, 000 億円 以上	

現状と課題

- ■本県は、電子部品・デバイス、輸送機械、石油化学産業に強みを持っていますが、世界と直結する事業を展開している企業が数多く立地しており、世界経済の影響を受けやすいことから、強じんで多様な産業構造の構築が求められています。また、人口減少に伴い、国内消費の低迷が予想されます。このため、堅調な海外需要を取り込むための積極的な海外展開や新商品の開発など、新たな需要創出に向けた取組が求められています。
- ■地域の成長戦略として策定した「みえ産業振興戦略」に基づき、魅力的な「働く場」 の創出を促進するとともに、地域経済の活性化を図る必要があります。
- ■中小企業の技術力向上、イノベージョン創出に向けて、大学や公設試験研究機関の企

業支援機能を強化するとともに、技術の事業化を支援するサポート体制や産学官連携 による協創が求められています。

- ■本県における農林水産業や製造業、サービス業等裾野が広い食関連産業は、豊かな食材や多様な食文化、特徴ある企業の立地や特色ある人材の輩出など高いポテンシャルを有しており、成長産業化に向けた攻めの取組を推進していく必要があります。
- ■観光消費の拡大につなけるため、新商品の開発、サービス産業の人材育成、農林水産 物のブランド化など、観光の産業化の推進が求められています。
- ■サービス産業は、県内総生産の約6割を占め、地域の経済・雇用を支える重要な産業であることから、生産性の向上や高付加価値化に取り組む必要があります。
- ■安定的なエネルギーの供給を図るとともに、地域の自立的かつ持続的な成長を促すため、地域特性を生かした新エネルギーの導入やそれに伴う環境・エネルギー分野におけるビジネスの創出など、エネルギー産業の振興が求められています。
- ■しごとの創出に向け、企業投資促進制度や地域未来投資促進法に係る支援制度等を活用しながら、県外からの新規企業立地や県内企業の再投資を一層促進するとともに、 地方創生の観点から、企業の本社機能の県内への誘致に取り組むことが求められています。
- ■中小企業・小規模企業は、本県経済をけん引し、地域社会の形成や維持に寄与するとともに、雇用の受け皿としても重要な存在であることから、中小企業・小規模企業の振興を図っていくため、後継者難に伴う廃業など環境変化への適応や高付加価値化・販路拡大などの支援に取り組む必要があります。
- ■生産年齢人口の減少に伴う労働力の減少を補うためにはTFP(全要素生産性)を高める必要がありますが、規制緩和についてもその効果が期待されることから、引き続き検討を進める必要があります。
- ■「働く」に関するこれらの課題への対応にあたっては、ICT・ビッグデータの積極 的な活用が求められます。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、地域で行われるさまざまな産業活動について、関心と理解を深めます。
- ■事業者は、主体的に、商品開発・販路開拓、基盤技術の高度化、サービス産業の高付加価値化、円滑な事業承継、人材育成・確保等に努めます。
- ■市町は、国、県、他の市町等と連携し、地域の特性を生かして、中小企業・小規模企業の振興に関する取組を展開します。
- ■国は、産業競争力強化に向けて、社会情勢の変化に即したさまざまな支援や規制緩和 に努めます。

対応方針

- ■本県を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応するため、「みえ産業振興戦略」の 改訂を行います。
- ■しごとの創出など新たな雇用の創出に向けた取組とともに、今後成長が期待される産業(航空宇宙関連、ヘルスケア関連、環境・エネルギー関連、食関連)の自立的な集積に向けた取組を進めます。あわせて、産業振興と連携した人材育成や就労支援と若年者の安定した就労に向けた重点的な支援に取り組みます。
- ■大学や公設試験研究機関が保有する知見や設備の利活用を促進し、中小企業の技術開発を推進するとともに、技術分野横断型の産学官連携研究会を通じて、中小企業の基盤技術力の向上やイノベーション創出に向けた取組を進めます。
- ■伊勢志摩サミット開催を契機に三重の食材や食文化に対する注目が高まる中、牛肉や伊勢えびをはじめとする本県が誇る農林水産物や、これらの魅力を活かした食関連産業など本県の「食」のポテンシャルを発揮し、アジア経済圏をはじめ海外市場の獲得をめざす中小企業等の支援について、関係支援機関等と連携して取り組みます。
- ■観光消費額の拡大、観光の産業化等の観点から、平成 27 年度に策定した「三重県観光振興基本計画(平成 28 年度~31 年度)」に基づき、「観光」を軸としたサービス産業の振興、農林水産やものづくり産業との連携により、観光のさらなる産業化を推進します。
- ■付加価値の高い商品づくりや新たなサービスの創出につながる仕組みづくり、生産性向上、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス等の創出など、サービス産業の振興に取り組みます。
- ■地域資源や地理的条件などの地域特性を生かした安全で安心なエネルギーの創出の 促進に取り組むとともに、環境・エネルギー技術に関連する具体的なビジネス(しご と)の創出を図るなどの取組を進めます。
- ■本県の強みを生かし、企業投資促進制度等や地域未来投資促進法に係る支援制度を活用して、国内外の企業から県内への投資や、県内立地済み企業の再投資を促進するとともに、企業の本社機能の県内への移転や拡充の促進などに取り組み、多様な産業の集積につながる企業誘致を進めます。
- ■企業集積地等における地域連携BCP¹⁶の普及について、国等と連携して取り組みます。
- ■中小企業・小規模企業の振興については、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、地域の特性に即した地域課題を企業自らが解決していくための支援に取り組むとともに、円滑な事業承継、ものづくり中小企業等の基盤技術の高度化、サービス産業の高付加価値化・生産性向上、販路開拓、新分野への展開、海外展開や情報発信、創業および第二創業、人材育成・確保の支援に取り組みます。

¹⁶ Business Continuity Plan (事業継続計画)。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のため手段などを取り決めておく計画

- ■しごとの創出のための取組の推進にあたっては、規制改革によって地方創生を図るツールとなる地方創生特区やさまざまな支援措置が活用できる地域再生制度の活用を検討するとともに、 | CT・ビッグデータの積極的な活用を行います。
- ■農林水産業の活性化を図るため、生産性の向上はもとより、経営規模の拡大による効率的な生産や6次産業化、販路開拓の促進などを通じて事業者の経営力向上につなげるとともに、農林水産業の生産のベースとなる農地や農林水産業施設などの整備に取り組みます。

取組内容

- ① 新規需要の創出(食関連産業等における商品開発、国内外の販路拡大等)
- ○付加価値の高い機能性食品を創出するため、企業等による食に関する機能性評価が県内において容易に実施できる体制の構築を進めます。また、健康住宅関連産業の振興と県産材の需要拡大を図るとともに医療機器分野の国内外への販路開拓等を支援します。 (健康福祉部)
- ○認知症施策における産業面での取組を加速させるため、県内ものづくり企業等の認知 症関連製品開発等への参入を促進するとともに、製品・サービスの創出や販路開拓を 支援します。 (健康福祉部)
- ○産学官の知恵と技術の活用に向け、「みえフードイノベーション・ネットワーク」会員の拡大を図るとともに、さらなるプロジェクト創設と的確な進行管理により、県内農林水産業を牽引する新たな商品やサービスの創出を図ります。特に、ICT・ビッグデータの活用による生産現場の見える化や県産農林水産物の機能性に着目した商品等の開発など、生産性や付加価値の向上に資する取組を促進します。

(農林水産部)

- ○伊勢志摩サミットの開催により評価の高まった三重県産農林水産物について、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、さらなる魅力向上と需要拡大を図るため、食に関する事業者の気運醸成をはじめ、農業経営者等の国際水準GAP認証取得の促進、流通販売事業者・食品メーカー等と連携した県産農林水産物の素材の磨き上げや加工食品への利用、首都圏のラグジュアリーホテル等での三重県フェアの開催を通じた情報発信等に取り組みます。 (農林水産部)
- ○東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準に対応する加工業務用野菜産地の 育成や夏季でも供給できる野菜の商品開発等に取り組みます。また、首都圏等での知 名度向上を図るため、食堂を運営するケータリング事業者等に対し、機能性に関する エビデンスを基にしたプロモーションを展開します。 (農林水産部)
- ○東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする多様な農産物需要に対して、米、茶、花き花木などの県産農産物を供給していくため、商品としての磨き上げや高級ホテル、レストラン等へのプロモーションに取り組みます。 (農林水産部)
- ○国際水準 G A P の認証取得を促進するため、伊勢茶の生産履歴や栽培環境などのデータを蓄積するシステムの普及などに取り組みます。 (農林水産部)

- ○東京オリンピック・パラリンピックの会場施設等において、県産のFSC認証材等が 使用されるよう、企業連携により開発した木製品のPRや首都圏でのプロモーション 等に取り組みます。 (農林水産部)
- ○東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準に適合した水産物の供給をめざし、持続可能性を確保した漁業の認証取得に向けた支援のほか、食材調達基準を満たした県産水産物等の販売力強化等を図ります。 (農林水産部)
- ○県産農林水産物の輸出を促進するため、園芸品目の海外市場でのプロモーション活動の展開や商談会等への出展支援、茶の輸出対応防除技術の普及や海外での商談機会の創出、ブランド肉牛等の生産基盤強化や生産者団体の海外フェア出展への支援、畜産物に係る海外商談の機会提供や商談成立に向けたサポートなどに取り組みます。また、県産木材の海外における需要調査や認知度向上のための海外見本市への出展を通じた販売促進等に取り組むとともに、県産水産物の新たな輸送ネットワークを活用した輸出体制づくりや水産関連事業者の海外での販売促進活動に対する支援、商談会の開催などに取り組みます。 (農林水産部)
- ○食関連産業の振興指針である、「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、体系的な政策として素材(農林水産物)の磨き上げ、商品開発、販路開拓、人材育成、事業環境整備、情報発信に取り組みます。 (雇用経済部・農林水産部・教育委員会事務局)
- ○伝統産業・地場産業が直面する、ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化や消費 の縮小などの課題に対応していくため、消費者の嗜好をふまえた付加価値の高い商品 開発や大都市圏を視野に入れた販路開拓の取組を推進します。 (雇用経済部)
- ○伊勢志摩サミットで知名度の上がった「三重の日本酒」の販路拡大及びブランド価値を高めるきっかけづくりに取り組みます。 (雇用経済部)
- 〇自動車メーカーなどの「川下企業」と県内中小企業等による技術交流会等を実施する ことで、企業の販路開拓と商談、技術交流等を促進します。 (雇用経済部)
- ○産学官連携研究会をベースとして、成長分野等の技術シーズの創出から県内中小企業等の技術課題解決に向けた共同研究の実施まで、一貫して技術開発支援に取り組むとともに、地域経済を牽引する産学官プロジェクトの創出につなげます。

(雇用経済部)

○AMIC(高度部材・ものづくりオープンイノベーションセンター)を拠点に、県内外の産学官連携によるオープンイノベーションの誘発に向けて取り組みます。

(雇用経済部)

- ○三重県産品の海外市場への展開を促進するため、テストマーケティングの場として海外物産展の活用を継続するとともに、国際見本市への出展、バイヤーの県内招へいなどによる BtoB 商談の機会創出などにより、県内企業の海外進出、販路拡大を支援します。
- ○首都圏・関西圏・中京圏等人口の集中する大都市で営業活動を展開することにより、 県産品の販路拡大を進めていきます。 (雇用経済部)

② 産業の多様化(航空宇宙産業、ヘルスケア産業等新産業の創出)

〇産学官民が連携し、医薬品や医療機器等のヘルスケア産業の振興を図るとともに、統 合型医療情報データベースや地域資源などを活用した新製品の開発や、自動車産業等 異分野から医療機器分野などへの参入を促進し、新たな産業の創出につなげます。

(健康福祉部)

- ○県や研究機関を中心とした支援ネットワークを構築し、中小企業等の抱える課題を抽出し、経営戦略策定から技術開発までを一貫して支援します。 (雇用経済部)
- ○世界的な成長産業である航空宇宙産業について、本県の経済成長を支える新たな産業の柱の一つとして振興を図るため、平成 26 年度に策定した「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」に基づき、本県の産業構造の強みである自動車産業等の集積や海外の国・地域との産業連携の基盤を生かした人材育成、参入促進、事業環境整備などの取組を進めます。

 (雇用経済部)

③ 観光の産業化

- ○みえ観光の産業化推進委員会における「観光の産業化」に向けた事業やインバウンドの取組成果・課題などを検証します。また、「三重県観光振興基本計画」に基づき、観光関連産業を裾野の広い産業と捉え、顧客満足度の高いサービスを提供できる観光関連産業の育成、地域DMOや観光関連事業者等による地域づくりへの支援を展開するとともに、県内での観光消費額の拡大につながる新商品の開発や集客施設の活用、マーケティングに基づくプロモーション、サービス産業の人材育成、農林水産物のブランド化などの観点から、観光振興を図ります。 (雇用経済部観光局)
- ○伊勢志摩サミット開催により本県の知名度が飛躍的に向上した好機を生かし、本県インバウンドの新たな市場として確立させるため、国際会議等MICE誘致に取り組むほか、「海女」「忍者」「F1」「ゴルフ」など、本県の持つ観光資源を活用した重点的なプロモーションや外国人旅行者向けSNS等を活用した情報発信、外国人向け体験プログラムの流通を促進することにより、海外での本県の認知度向上を図り、重点国・地域に加え、富裕層、欧米、個人の外国人旅行者の誘致につなげます。

(雇用経済部観光局)

④ サービス産業の高付加価値化・生産性向上

○食関連等サービス産業における I C T 活用や省エネ化等生産性向上や高付加価値化 を促進するとともに、地域資源の活用や地域課題の解決など地域の特性を生かした新 たなビジネス創出を促進します。 (雇用経済部)

⑤ エネルギー産業の振興

○「三重県新エネルギービジョン」の具現化に向け、各種研究会やプロジェクトを通じて、水素エネルギーをはじめとした次世代エネルギーの利活用を新たな産業振興やま

ちづくりにつなげます。

(雇用経済部)

〇四日市コンビナートにおける自然災害被災時の事業継続の取組強化を推進するため、 BCP等に基づく強靭化対策関連事業に対し支援を行います。 (雇用経済部)

⑥ 企業誘致の推進

- ○県内への新規企業立地や県内企業の再投資を促進するため、成長産業分野における投資、マザー工場化や研究開発施設など高付加価値化につながる投資、地域経済を牽引する事業への投資に加え、県南部地域における地域資源を活用した産業などの投資に対して支援を行います。また、県内の中小企業について、ものづくりに加え、サービス産業での高付加価値化に取り組む投資に対して支援します。さらに、地方創生の観点から、企業の本社機能の県内移転が充の促進に取り組みます。 (雇用経済部)
- ○伊勢志摩サミットや 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした対内投資の促進に向けて、市町、GN | ¹⁷協議会、ジェトロなど関係機関と連携し、外資系企業の県内への誘致を推進します。 (雇用経済部)
- ○県内立地済み企業の操業継続や事業拡大に向けて、市町等と連携を図りながら規制の 合理化、事業用地の確保に向けた調査などの操業環境の整備、向上に取り組みます。 (雇用経済部)

⑦ 中小企業・小規模企業の振興

- 〇三重県中小企業・小規模企業振興条例の基本理念に基づき、企業の魅力発信、人材育成・確保、販路開拓支援、資金供給の円滑化による経営基盤の強化、事業承継、創業・第二創業の促進、技術的な課題解決など中小企業等へのきめ細かな支援に取り組みます。特に経営資源の確保が困難な小規模企業に対するきめ細かなサポート体制の構築に取り組みます。また、各地域の商工団体、金融機関、教育機関、行政等さまざまな主体が協働して取り組む地域課題解決のための具体策やその事業展開を支援します。(雇用経済部)
- ○中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しするだけでなく、 意欲を引き出すため、多様な中小企業・小規模企業の発展段階に応じて作成する「三 重県版経営向上計画」の作成支援やフォローアップに取り組みます。加えて、各地域 の商工団体(経営指導員等)、三重県産業支援センターなど支援機関同士での連携を 促進し、地域ぐるみで中小企業・小規模企業を支援する体制づくりに取り組みます。 (雇用経済部)
- 〇三重県の中小企業・小規模企業の円滑な事業承継に向け、「三重県事業承継支援方針」 に基づき、経営者が事業承継に向けた早期準備の必要性を認識する「ブレ承継」、事業

¹⁷ グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(Greater Nagoya Initiative)。名古屋を中心に半径約100キロメートルに拡がる地域を指し、圏内の産業経済をよりオープンなものとして、世界から優れた企業・技術やヒト・情報を呼び込むために、圏内の県、市、産業界、大学、研究機関が一体となり、国際的産業交流を促進する活動。

承継計画の作成等の環境整備を行う「事業承継」、事業承継を契機として後継者が経営 革新を進める「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を、「三重県事業承継ネットワーク」を核に、各支援機関と連携しながら総合的・集中的に取り組みます。 (雇用経済部)

○産業政策と一体となった雇用創造の取組により、県内企業等を中心に経済団体や教育・研究機関、国等の関係者と連携して安定的で良質な雇用の創出を図ります。

(雇用経済部)

- ○グローバルな視点を持った新しい技術やサービスによる創業・第二創業を促進し、新たな経済循環や多様な働く場の創出を図るため、県内における起業や新たな事業のスタートアップを支援します。 (雇用経済部)
- 〇 I C T の急速な発展に対応して地域経済の活性化を図るため、「三重県 I o T 推進ラボ」を中心に、産学官の連携によるワーキング活動やプロジェクトの推進などにより県内の先導的な取組を促進するとともに、活用事例等を紹介するセミナーや相談会、支援事業者等とのマッチング、担い手となる人材の育成などにより中小企業等における I C T の導入、利活用を推進します。 (雇用経済部)

⑧ 農林水産業の振興

〇農山漁村における雇用の創出に向け、農業経営の高度化や地域資源を活用した高付加価値化、6次産業化の促進、人材の育成などを地域の実情に応じて組み合わせ、一体的に進めるプロジェクト活動を展開します。また、県内の豊かな自然や農林水産物などの地域資源を生かした都市と農山漁村の交流のほか、獣害対策など、多様な取組を促進するとともに、こうした取組を着実に進めるための環境整備に取り組みます。

(農林水産部)

- ○農林水産業における労働環境改善や技術習得の円滑化など、働く場としての魅力を高めていくため、 I C T 等の活用により、農業のスマート化に向けた技術普及の促進、 米および茶における先導的プロジェクトの実施等に取り組みます。また、専門家等の 支援による漁業経営体の協業化・法人化などを進めます。 (農林水産部)
- 〇県産米の品質向上を図るため、生産者団体等で構成する「三重県産米品質向上対策会議」を中心に、気象や生育状況の的確な分析をふまえた適切な栽培技術の周知徹底を図ります。また、県の研究機関において、水稲新品種の開発に取り組みます。

(農林水産部)

- ○生産性の高い次世代施設園芸の取組拡大に向け、産学官連携コンソーシアムにおいて 多収性トマトの周年生産技術等の実証および普及に取り組みます。また、本県園芸の 重要品目であるイチゴの生産性向上に向け、県の研究機関において、種子繁殖型新品 種の開発を加速します。 (農林水産部)
- ○畜産業の競争力強化を図るため、畜産農家を核に、耕種農家や関連事業者等が連携する高収益型畜産連携体の育成を進めます。また、受精卵移植技術等を用いた和牛繁殖

基盤の強化に取り組むとともに、地鶏等の生産性およびブランドカ向上、未利用資源を活用した豚・鶏などの飼育技術等の確立と生産者等への移転を進めます。さらに、県内産飼料の生産・利用拡大等に向けた畜産クラスターの構築、UGAP家畜・畜産物等の認証取得を支援します。 (農林水産部)

- ○林業の活性化に向け、素材生産量を増加させるため、主伐の促進や建築用材・合板 木質チップ原料等の安定供給体制づくり、多様な主体による自伐型林業の促進、川上 から川下までの事業者のネットワーク強化等による県産材の利用促進などに取り組 みます。 (農林水産部)
- ○資源管理の徹底等により、持続的な生産が可能な水産業の確立を図ります。また、養殖業の経営改善対策として、マダイとマハタなど複数の魚種を組み合わせた複合養殖や作業の効率化・生産性の向上等を目的とした共同作業化を促進するほか、高品質なブリを効率的に生産するための技術や低魚粉飼料を給餌したマダイおよびマハタ等の身質の向上や均一化を図る技術の開発等を進めます。さらに、海女漁業の振興に向け、需要の増大しているクロアワビおよびマダカアワビ種苗に関する生産試験や放流効果調査、藻場造成に取り組みます。 (農林水産部)

⑨ 南部地域市町への支援

○南部の地域資源を生かしたしごとの創出に向け、市町が連携したインバウンドの受入 環境整備や観光専門人材の育成、地域産品の販路開拓、観光サービスのブラッシュア ップ等の取組を支援します。 (地域連携部南部地域活性化局)

⑩ 政府関係機関の地方移転

○東京圏から地方へのひとの流れを大きなうねりとするため、今後も国家戦略として国が政府関係機関の地方移転に主体的に取り組み、地方移転を実現するよう全国知事会等と連携しながら国に働きかけていきます。 (戦略企画部)

6. 推攀人联办政组

三重県の産業を根幹から支える、多様なニーズに対応した次代の産業人材の確保と育成が進んでいます。また、人材の需要は、しごとの創出と表裏一体の関係にあることから、しごとの創出に関する取組により人材を育成し、多様な人材が確保されています。

重要業績評価 指標(KPI)

担 债名
農林水産業における新規 就業者数
「みえの食」の産業を担う

人材の育成数(累計)

tiotes か



現状値 (計画策定時)	
205 人 (26 年度)	



31 年度 目標値
236 人
320 人

現状と課題

- ■三重県の産業の強みである「ものづくり産業」をさらに強化していくためには、優秀な技術人材を数多く輩出し続けるための仕組みが必要です。
- ■製造現場において、人材が確保されなければ、これまで培ってきたものづくり技術の 伝承が滞るおそれがあるとともに、技術取得に時間を要することから、効率的な人材 育成の仕組みが必要です。
- ■産業の業種業態は多様で、第1次産業、第2次産業、第3次産業と幅広いことから、 企業ニーズの高い分野などの人材育成に効果的に取り組む必要があります。
- ■県内雇用情勢の好転に伴い、建設や介護など多くの業種で、中小企業等の労働力の不 足感が顕著になっています。
- ■三重県の雇用情勢は、平成25年5月以降平成29年12月まで有効求人倍率が56か月連続1倍台で推移しており、各種調査等においても労働力不足感が継続しています。
- ■建設業においては、入職する若年者が減少する一方、技術者の高齢化が進んでおり、 若年者の人材確保や育成に向けた取組が必要です。

他の主体に期待する主な役割

- ■事業者は、経営に必要な人材や後継者等を育成・確保するため、さまざまなネットワークを構築・活用しながら、主体的な取組を進めます。
- ■企業の経営者は、業種を超えたネットワークづくりに協力し、経営理念や経営ノウハウ等について、若手経営者や経営をめざす若者に伝えることで、県内産業を支える次代を担う人材の育成に寄与します。
- ■市町は、地域の実情に応じてさまざまな主体と連携し、地域のニーズに応じた人材の 育成・確保に努めます。

■国は、成長分野の産業をはじめ、農林水産業、建設業など地域に根差す産業に求められる人材を企業が育成・確保できるよう支援制度の拡充に努めます。

対応方針

- ■三重県が持つ海外に向けたネットワークを活用し、三重県を「人材育成に関する海外とのゲートウェイ」とすることで、県内に人を呼び込み、産業人材の確保につなげるとともに、高度な技術とグローバルな視点を持つ人材の育成を図ります。
- ■教育によって得られる知識が産業界においてどのように活かされるのかを明確に伝え、子どもたちに「ものづくり」への関心を持ってもらうため、専門的な教育メニューについて、工業高校や高等専門学校、大学などでの充実・強化を図ります。
- ■飲食業、宿泊業などの本県の食関連産業は、豊かな食材や多様な食文化を背景に高いポテンシャルを有し、農林水産業、製造業、サービス業が関わるすそ野の広い産業であることから、これらの中核人材の育成・確保に取り組みます。
- ■労働力不足を抱えている分野や、今後、労働力不足が懸念される成長産業分野(航空宇宙、食等)について、雇用型訓練の実施や、中核人材・高度人材育成のための在職者訓練等を実施するなど、安定的な人材の確保をめざすとともに、労働力不足解消に向けて総合的に取り組みます。
- ■建設業などさまざまな労働力不足等の課題を抱える分野において、地域のニーズに応じた安定的な人材確保・育成が図れるよう取り組みます。
- ■農林水産業における多様な担い手を確保するため、新規就業者の定着・育成はもとより、地域における合意形成のもと、農山漁村地域における新規ビジネスを創出する人材の育成や企業等の参入促進に取り組みます。

取組内容

- ① 多様なニーズに応じた人材育成と多様な人材の確保 (航空宇宙産業、ヘルスケア産業、農林水産業、建設業、運輸業等)
- 〇伝統産業・地場産業の担い手育成など後継者の確保と、技術の伝承・向上等に取り組 む事業者を支援します。 (雇用経済部・教育委員会事務局)
- ○地域産業の振興を担う専門的職業人材を育成するため、専門高校の教育内容の充実を 図るとともに、産業教育設備の整備・充実に取り組みます。また、農業に関する実践 力を身につけ、経営者や地域のリーダーとなり得る人材を育成するため、すべての県 立農業高校で福島県の高校生と切磋琢磨しながら、国際水準のGAP(農業生産工程 管理)に関する教育を推進します。(教育委員会事務局)
- ○県内産業を牽引していく若手経営人材の育成をめざし、経営の実践に必要な感性や応 用力の養成と経営者同士の人的ネットワークづくりに取り組みます。 (雇用経済部)
- ○県内食関連産業が求めている人材像の把握や教育機関の取組状況を調査するととも に、「みえの食」による産業振興の基盤ともいえる「食の人材」の育成について検討 します。 (雇用経済部)
- ○食・観光産業等サービス産業を対象に、企業の中核を担う人材の育成・確保を図りま

す。

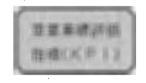
「雇用経済部」

- ○航空宇宙産業について、世界に通用する多くの人材を育成するため、海外とのネット ワークを生かし、産学官の連携により取り組みます。 (雇用経済部)
- 〇県内産業の発展に必要な県内中小企業の強靭化のため、各企業における販路拡大等に 資する人材を育成します。 (雇用経済部)
- ○県内企業が、自社の新たな事業展開や技術力向上等のために、専門的な知識や技術等 を有する高度人材等を確保できるよう支援します。 (雇用経済部)
- ○企業と求職者の相互のニーズを把握した多様な職業訓練を実施するとともに、地域の中小企業・小規模企業が求める技術を有する人材を育成・確保するため、高等教育機関や地域の専門学校等と連携しながら取組を進めます。 (雇用経済部)
- ○農林水産業分野における障がい者就労を促進するため、「農福連携全国都道府県ネットワーク」の活動を通じた農福連携の社会的効果の検証やその情報発信などを行います。また、林業において福祉事業所と林業関係事業者とのマッチングに取り組むとともに、水産業において障がい者が海上作業を安全かつ効率的に実践できる育成プログラムの開発に努めます。 (農林水産部)
- ○新規就農者の確保・定着に向け、農業大学校における人材育成機能の充実を図るとともに、研修会等の開催によりサポートリーダーの資質向上や市町および産地における新規就農者の受入体制の整備を進めます。また、企業や農協出資型法人の農業参入等を支援することにより、農業・農村における新規雇用の創出と遊休農地の解消を図ります。さらに、「みえ農業版MBA養成塾」において、次世代農業の主軸となる若き農業ビジネス人材の育成に取り組みます。 (農林水産部)
- ○畜産業の経営安定に向け、家畜伝染病の発生予防およびまん延防止を図るため、生産 者段階における危機管理体制の強化や獣医師などの畜産経営体を支える人材の確保 育成に取り組みます。 (農林水産部)
- ○林業就業者の確保に向け、高校生を対象にした職場体験研修や就業フェアを開催するとともに、県産材の効率的な生産に必要な架線集材等の技術者を養成します。また、将来の森林・林業を支える人材を育成するため、「みえ森林・林業アカデミー」の開講に向けた準備や林業講座の開催などに取り組みます。 (農林水産部)
- ○水産業の担い手の確保に向け、三重県漁業担い手対策協議会において、新たな支援策 や漁村の意識改革など、諸課題への対応を検討するとともに、漁師塾の座学カリキュ ラムの充実や取組地区の拡大、就労体験機会の提供、新規就業時の経済的不安解消に 向けた支援策の充実、大学生等を対象とした漁業インターンシップの実施などに取り 組みます。 (農林水産部)
- 〇ヘルスケア産業分野の多様化するニーズに対応すべく、産学官民が連携し多様な人材 の育成・確保に取り組みます。 (健康福祉部)
- ○建設業の活性化に向けて人材確保や技術継承が図られるよう、若年者の入職促進、人 材育成や就業者の定着促進、建設業への理解促進の取組等を支援します。

(県土整備部)

企業における働き方改革等の取組が進み、誰もが安心して働き続けられる職場環境が 整備されています。

また、企業、NPO、行政等が連携して地域の実情に応じた雇用支援や職業能力開発が行われることにより、働く意欲のある全ての人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いています。さらに、就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労し活躍できるなど、多様な働き方が可能となっています。



指標名

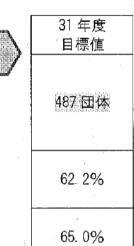
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計)

民間企業における障がい 者の法定雇用率達成企業 の割合

ワーク・ライフ・バランス の推進に取り組んでいる 県内事業所の割合



現状値 (計画策定時)	
14 団体 (26 年度)	
52. 2% (26 年)	
36.8% (26年度)	



現状と課題

- ■少子高齢化に伴う人口減少が進む中、人口減少を克服し地域の活性化を実現するには、県内企業の競争力を維持・向上させることが必要であり、「働き方改革」による誰もが働きやすい職場環境づくりが求められています。また、給与等の格差を改善し、経済的基盤を安定させることが人口の定着につながります。
- ■日本における子育で世代の男性が家事・育児に費やす時間は国際的に最低水準となっていますが、原因の一つが長時間労働であると指摘されています。また、出産・育児期に女性が仕事を中断する傾向が強い原因の一つでもあります。優秀な人材を呼び込み、引き留めるためには、長時間労働の抑制の必要があります。このことは、女性の活躍や少子化対策にも資するものです。
- ■女性や若者、障がい者、子育て世代、中高年齢層など、誰もが個々の能力・特性を発揮して、安心して働ける職場環境づくりが求められています。また、こうした環境づくりは、ダイバーシティ社会の実現にもつながるものです。

他の主体に期待する主な役割

- ■事業者は、働きやすい職場環境づくりに向けて、働き方改革等の推進に努めます。
- ■事業者は、女性の再就職支援や離職防止に取り組むとともに、障がい者の雇用について理解を深め、働く意欲のある人が多様な働き方で働くことができる社会の実現に努めます。
- ■市町は、国や県等と連携し、地域の実情に応じた事業展開を図ります。
- ■国は、関係機関等と連携し、働きやすい職場環境づくりの気運醸成や制度創設、環境 整備などに努めます。

対応方針

- ■長時間労働の是正など働き方を見直し、働きやすい職場環境づくりに向け、企業にお ける働き方改革の取組を促進します。
- ■県と障がい者の就労を支援している関係機関との連携をさらに強化し、障がい者が働く環境整備について企業への働きかけを進めるとともに、障がい者の態様に応じた職業能力開発を行うことにより、障がい者の雇用および職場定着の促進に努めます。
- ■仕事と子育ての両立を希望する女性に対して、出産後の就労継続や再就職支援などの 取組を進めるとともに、女性活躍の気運を醸成し、女性が活躍できる環境整備に努め ます。
- ■性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、 多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、県民の皆さんと ともに進めていけるよう気運醸成等を図ります。

取組内容

①働き方改革の推進

- 〇長時間労働の是正や仕事と生活の両立支援、待遇改善などに取り組み、働きやすい職場環境づくりをはじめ、生産性の向上や優秀な人材の確保につなげられるよう、労働力不足が深刻な業種等を対象に働き方改革の取組を促進します。 (雇用経済部)
- ○宿泊施設が実践する働き方改革や生産性向上に資するモデル事例を創出するととも に、そのモデル事例を県内の宿泊施設に広げるための展開を図ります。

(雇用経済部観光局)

② 企業等による地域子育ての活発化

○地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する企業等を 増やし、活発に活動されるような環境づくりを進めます。

(健康福祉部・子ども家庭局)

③ 多様な働き手の活躍の場の創出

- 〇住み慣れた地域でいつまでも元気に働き、社会参加したいシニア世代が、人材が不足 している介護職場において活躍していけるよう環境を整備します。 (健康福祉部)
- ○福祉的就労でもなく、一般就労でもない、障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」ことができる新しい働き方である、「社会的事業所」の安定的な運営を支援します。 (健康福祉部)
- ○「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、女性の医療従事者が働きやすい環境 づくりの促進を図ります。(健康福祉部医療対策局)
- ○県内の働く場における女性活躍の推進を支援する取組である「みえの輝く女子プロジェクト」の一環として、さまざまな職業分野において活躍する女性人材の掘り起こしを行い、ロールモデルを創出するアワード事業を展開するとともに、創出したロールモデルの取組を、より多くの共感が得られるよう情報発信します。

(環境生活部)

- 〇女性活躍推進の気運醸成をより一層図るため、「女性の大活躍推進三重県会議」への加入促進に引き続き取り組むとともに、国や大学、地域経済団体等で構成する連絡会議を開催します。また、経営者や男性の意識改革につながるフォーラム開催等の取組を関係機関と連携して行います。 (環境生活部)
- ○性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、 多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、ダイバーシティ についての考え方の浸透や理解促進などを図ります。 (環境生活部)
- ○外国人児童生徒が、将来、社会の構成員として共に生活できるよう、進路希望に応じた学びの支援等の取組を市町等教育委員会や関係機関等と連携して進めます。

(教育委員会事務局)

- ○愛知・岐阜・三重県および名古屋市で定めた「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の趣旨である外国人労働者の適正雇用や多文化共生の推進について、県内企業に働きかけます。 (環境生活部)
- ○農林水産業および農山漁村における男女共同参画を進めるため、農村女性アドバイザー研修や6次産業化等による起業支援など、担い手となる女性の能力開発や育児等で離職した女性が農業・その関連事業で活躍できる環境づくりに取り組みます。

(農林水産部)

- ○障がい者の雇用について、ステップアップカフェ等を活用した啓発、関係機関と連携した企業への働きかけ、障がい者の態様に応じた職業訓練や職場実習の機会の提供、企業間ネットワークを活用した情報提供などの取組を推進します。また、障がい者の職場定着を促進するため、関係機関と連携しながら、職場における障がい特性の理解が進むようを支援するとともに、障がい者に対し事業主が講ずべき措置(合理的配慮の提供)について国と連携して周知を図ります。 (雇用経済部)
- ○特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、外部人材としてキャリア教育サポーターを活用し、生徒本人の適性と職種のマッチングを図り、関係機関、企業等と

連携して、業務内容とともに支援方法を企業に提案する職場開拓を進めます。 (教育委員会事務局)

○女性の就労について、学生がライフプランとキャリアデザインを考える機会の提供、 就労継続の希望がかなう労働環境づくり、キャリアアップ支援などに取り組みます。 (雇用経済部)

移住を検討する皆さんが、ライフスタイルに応じたきめ細かなワンストップの相談体制を活用することで、三重県への移住が促進されています。



指標名

県および市町の相談窓口 等で把握した県内への移 住者数



現状値 (計画策定時)

124 人(27 年度)



31 年度 目標値

160 人

現状と課題。

- ■国の調査や認定NPO法人ふるさと回帰支援センターの相談件数の推移をみると、首都圏等の都市部において、地方への移住やU・Iターンのニーズが高まっており、こうしたニーズへの的確な対応が求められています。
- ■全国の多くの自治体においても、国の地方創生の動きに合わせて移住促進の取組が強化されています。他府県と連携した地方への移住をPRする取組に加えて、ひとりでも多くの人に三重県を選んでいただけるような、三重県ならではの特色ある取組が求められています。
- ■首都圏等の都市部では、移住を考える人から、県内企業への就職や起業・創業、農林 水産業への就業に関する情報の提供が求められています。
- ■移住を考える人の中で関心が高いのが「仕事」と並んで「住居」に関する情報であり、 空き家情報をはじめ、自分らしいライフスタイルにあった住居の改修など住まいに関 する支援が求められています。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、移住者の積極的な受け入れを行い、お互いの暮らしや地域での活動を前向き に進めるために協力しあえる関係をつくります。
- ■市町は、移住者受け入れのための相談窓口の設置や「空き家バンク」制度の運用、「移住体験ツアー」の実施等、実際に移住者を受け入れるための取組を進めます。また、県や地域と連携し、移住者の受け入れを地域の活性化につなげます。
- ■国は、移住希望者が地方で多様なライフスタイルを実現できるよう、地方への人の流れを生み出すための気運の醸成や県および市町への支援に努めます。

対応方針

■「ええとこやんか三重 移住相談センター」でのきめ細かな相談対応に加え、関西圏・ 中京圏での「移住相談デスク」開催など、移住相談体制の充実を図ります。また、伊 勢志摩サミットによる知名度の向上を生かして大都市圏におけるプロモーションを展開し、多様なライフスタイルを提供できる三重での「暮らし方」の魅力を発信するとともに、現地訪問への誘導を強化します。

- ■U・ | ターンの促進のため、「ええとこやんか三重 移住相談センター」において、 関係機関と連携し、県内企業への就職や起業・創業、農林水産業への就業など、希望 者のニーズに対応した就業情報を一元化して情報発信します。
- ■三重県への移住を促進するため、市町が実施する空き家等を活用したリノベーション 事業を支援します。

取組内容

① 移住相談体制の充実と魅力ある三重での「暮らし方」の発信

- ○東京に開設した移住相談センターをはじめ、関西圏および中京圏での移住相談デスク等においてワンストップできめ細かな相談対応を行います。また、大都市圏においてプロモーションを展開し、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を市町と連携して発信するとともに、現地訪問への誘導を強化します。 (地域連携部)
- ○移住相談センター等を活用した南部地域市町の移住の取組を支援するとともに、受入 体制の強化等について市町と連携して取り組みます。(地域連携部南部地域活性化局)

② U・I ターンニーズに対応した仕事情報の一元化

- ○U・I ターンの促進のため、移住相談センターを活用し、農林水産業への就業や農山 漁村の暮らしなどに関する情報の提供・発信に取り組むとともに、農山漁村における 就業・暮らし体験の実施や受入体制づくりなどに取り組みます。 (農林水産部)
- ○U・I ターンの促進のため、移住相談センター等において、住むところや働く場の情報提供も含めた相談をワンストップで行うとともに、就職相談セミナー等を開催するなど、U・I ターン希望者に密接な情報提供、就職相談を行う体制づくりを進めます。 (地域連携部、雇用経済部)
- ○関西圏等からのU・I ターン就職を促進するために、三重県関西事務所における出張 就職相談や、関西・中部圏において、U・I ターン就職セミナーを実施します。

(雇用経済部)

③ 空き家のリノベーションへの支援

○移住相談センターにおける「暮らす場」の魅力発信のひとつとして、県外からの移住 を促進するため空き家等を活用したリノベーション事業により、移住にともなう居住 者の負担を軽減します。 (県土整備部)

子どもから高齢者、障がい者、外国人住民など、全ての県民の皆さんが、医療、福祉・介護サービス等を確実に受けることができ、災害に強く、犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境が確保されています。



指標名
「みえ防災人材バンク」登 録者の活動件数
県内の病院で後期臨床研 修を受ける医師数
県内看護系大学卒業者の 県内就職者数
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所 待機者数



現状値
(計画策定時)
·
206 人
(26 年度)
159 人
(26年度)
- 863 人
(26年度)
,



31 年度
目標値
300 件
243 人
(30年度)
231 人
(30年度)
0人

現状と課題

- ■全ての県民の皆さんにこれからも安心して住み続けてもらうには、医療、福祉・介護 サービスの確保とともに、地域防災力の向上や平和な社会の持続、犯罪、交通事故の ない安全・安心な生活環境を確保する必要があります。
- ■安全で安心な医療提供体制を構築するため、医師や看護師等の不足や地域偏在の解消 に向けた取組が必要です。
- ■要介護認定率が高くなる 75 歳以上の高齢者が増加する中、福祉・介護分野では慢性 的な人材不足となっており、必要な人材の確保が必要です。
- ■県民一人ひとりが健康で長生きし、活躍できるよう、健康づくりから病気の予防・早期発見などの健康対策の推進が求められています。
- ■地球温暖化の「緩和」のための温室効果ガスの排出削減と、温暖化によると思われる事象への「適応」について、県民の皆さんの自主的な取組を促進する必要があります。 また、県民の皆さんの生活の質の向上のため、伊勢湾など地域の良好な環境を確保し、 継承していく必要があります。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、持続可能で安全・安心な地域づくりへの取組について考え、積極的に参画します。
- ■市町は、住民に最も身近な立場から、二一ズを的確に把握し、地域生活を支える基礎的な二一ズにあったきめ細かいサービスを提供することが求められており、医療・福祉などの分野において実情に応じた施策を推進します。
- ■国は、在宅医療を含めた医療・介護提供体制の整備など地域における医療および介護を総合的に確保するための取組や、さまざまな災害に対する地域コミュニティによる対応力を底上げするための環境の整備などを支援します。

対応方針

- ■県民の皆さんが安心して暮らせるよう、医療、福祉・介護サービス等の維持・確保を 図ります。
- ■医師や看護師等の育成を図るとともに、勤務環境改善や医療機関等の魅力向上支援などにより県内定着に取り組みます。あわせて地域偏在の解消を図ります。
- ■福祉・介護分野において、地域のニーズに応じた安定的な人材確保・育成が図れるよう取り組みます。
- ■病気の予防・早期発見に努めるため、特定健康検診等の受診率向上への取組を支援するとともに、こころの悩みを持つ人への取組など、こころと体の健康づくりを推進します。
- ■外国人住民も含めた地域ぐるみの防災対策を推進し、地域防災力の向上を図るととも に、災害発生時に迅速かつ的確に活用できるよう、防災情報の共有化を推進します。
- ■犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するため、犯罪被害に遭いにくい生活環境の 確保と犯罪の徹底検挙・抑止のための取組を強化するとともに、交通安全施設の計画 的な整備・修繕や交通安全広報啓発活動を推進します。
- ■県民、事業者、行政等のさまざまな主体が自ら、若しくは連携して、地球温暖化に対する「緩和」と「適応」の自主的な取組を進めます。また、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して効率的・効果的な生活排水処理施設の整備を進め未整備人口の解消を図ります。
- ■戦争の悲惨な実態とその教訓を風化させることなく、平和の尊さ・大切さを次世代に 語り継いでいく取組を進めます。

取組内容

- ① 医療、福祉・介護サービス等の維持・確保
- 〇これまでの医師確保対策と併せ、医師修学資金貸与者等に地域医療支援センターの三 重専門医研修プログラムの活用を働きかけ、若手医師のキャリア形成支援と一体的 に、医師の地域偏在の解消に向けた取組を進めます。 (健康福祉部医療対策局)
- 〇看護師、助産師の確保に向けて、看護学生の県内就業率の向上、新人看護職員の離職 防止、潜在看護職員の復帰支援、助産師出向システムなどの取組を進めます。

(健康福祉部医療対策局)

- ○福祉・介護分野の人材確保のため、福祉・介護の職場を体験する機会の提供、若者・ 離職者等への介護職員初任者研修の実施と就労促進、中高生・保護者・教職員への福 祉・介護の魅力の発信、潜在的有資格者の介護職場への再就業促進、シニア世代の介 護職場への就業促進などに取り組みます。 (健康福祉部)
- ○介護福祉士養成施設で介護福祉士をめざす学生を対象とした介護福祉士修学資金や、 離職した一定の経験を有する介護人材が再就職する際に必要な再就職準備金の貸付 を行うことで、介護人材の確保を図ります。(健康福祉部)
- ○職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組み づくりや、介護職場における「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援に取り組 みます。 (健康福祉部)
- ○施設サービスを必要とする方が円滑に介護保険施設を利用できるよう、市町と連携して重点的に特別養護老人ホーム等の整備を進めていきます。 (健康福祉部)

- ○地域包括ケアの実現に向け、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした認知症の早期発見・早期対応や、介護予防の取組などを支援します。 (健康福祉部)
- ○さまざまな障がいの状態に応じたサービスを提供し、障がい者が地域で生活できる支援体制整備を進めます。 (健康福祉部)
- ○「三重県手話言語条例」に基づき策定した「三重県手話施策推進計画」に沿って、県 民の皆さんが手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等、手話を使用 しやすい環境の整備を進めます。 (健康福祉部)
- ○障がいに対する理解の促進を図るとともに、障害者支援施設等の安全対策強化のため の取組を支援します。 (健康福祉部)
- ○「三重県地域医療構想」の実現に向けて、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を推進するとともに、あわせて在宅医療、地域包括ケアシステムとの連携を進めます。 (健康福祉部医療対策局)
- ○ICT機器を用いた遠隔診療の実証事業に取り組みます。また、一志病院を中心とした「保健・医療・福祉・介護」の多職種連携の取組成果を活用することにより、医療・介護等の社会資源が不十分な地域を抱える市町を支援します。

(健康福祉部医療対策局)

- ○救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターへリの運航、二次 救急医療機関の救急医確保等を支援します。 (健康福祉部医療対策局)
- ○休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療 ネットみえ」の運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施す るとともに、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を実施します。

(健康福祉部医療対策局)

- 〇災害医療体制を確保するため、災害拠点病院等の設備整備、耐震化等を支援します。 また、DMA T¹⁸をはじめ災害医療に即応できる医療従事者、災害医療コーディネーターの育成に向けた研修や訓練を実施するとともに、地域災害医療対策会議を開催します。 (健康福祉部医療対策局)
- 〇在宅医療体制を確保するため、在宅医療・介護連携に係る医療・介護関係者の研修を 行うとともに、市町の在宅医療体制の整備等を支援します。また、在宅医療に対する 県民の皆さんの理解を深めるための啓発を行います。 (健康福祉部)
- ○外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、研修等を通じて医療通訳の人材 育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。 (環境生活部)

② 健康寿命の延伸に向けた健康対策の推進

○県民の皆さんが、日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な生活を送れるよう、特定健診やがん検診等の受診率向上のための事業支援を行い病気の早期発見・治療につなげるとともに、こころの健康づくりのための地域ネットワークの強化

¹⁸ Disaster Medical Assistance Team。災害急性期に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医師、 看護師等で構成する災害派遣医療チーム。

を図るなど、ソーシャルキャピタルを活用して健康寿命の延伸に向けた健康対策を推進します。 また、県民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、県民が行う日々の運動やがん検診の受診などに対して、市町がポイントを付与し特典を提供する「健康マイレージ事業」の導入を推進し、県民の健康増進を図ります。

(健康福祉部医療対策局)

③ 地域防災力の向上

- ○防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」を中心として、みえ防災コーディネーターの育成や「みえ防災人材バンク」への登録を進めるとともに、地域との顔の見える関係づくりの構築に向けて、地域や住民による自主的な取組に対して、人材派遣等の支援を行います。 (防災対策部)
- ○解決が困難な「共助」に関する課題について、県、「みえ防災・減災センター」、市町が連携して効果的な解決手法の検討、地域での実践・検証に取り組み、県内への水平展開を図ります。 (防災対策部)
- ○防災情報プラットフォームについて、県民により幅広く、わかりやすい情報の提供を めざして、機能の充実・追加を行います。 (防災対策部)
- ○「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について、伊勢志摩地域における 運用を継続するとともに、県南部地域への早期導入を関係市町と連携して進めます。 また、伊勢湾岸地域への導入についても検討します。 (防災対策部)
- 〇災害時に実践的な外国人住民の支援活動ができる人材を育成するため、災害時外国人 住民支援ボランティア養成研修を実施します。 (環境生活部)

④ 犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境の確保

- ○性犯罪・性暴力の被害者が早期に安心して相談や必要な支援を受けることができるよう関係機関と一層連携しながら「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において相談体制の充実強化を図るとともに、性暴力等被害者専門の相談窓口としての認知度の向上を図るため、周知効果の高い啓発活動に取り組みます。(環境生活部)
- ○県民の皆さん等さまざまな主体との協創による安全で安心なまちづくりを総合的に 推進していくため、地域の関係団体等と共に開催する推進座談会や防犯活動リーダー の養成講座等を実施し、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の 周知を図るとともに具現化に取り組みます。(環境生活部)
- ○四季の交通安全運動等における年間を通じた交通安全啓発活動を行い、交通事故防止 の徹底に向けた取組を推進します。 (環境生活部)
- ○犯罪の早期かつ徹底検挙に向けた取組を強化するとともに、関係機関・団体と連携した犯罪抑止インフラの整備促進、持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援を推進します。 (警察本部)
- 〇安全かつ快適な道路交通環境を構築するため、交通安全施設の計画的な整備・修繕を 行います。 (警察本部)
- ○伊勢志摩サミットを契機に設立した官民が一体となってテロ対策を推進する「テロ対

策パートナーシップ」を持続的に発展させていきます。

(警察本部)

○通学路の安全・安心を高めるため、通学路の安全確保に向けた基本的な方針「通学路 交通安全プログラム」に基づく対策に、計画的に取り組みます。

(県土整備部·教育委員会事務局)

⑤ 自然環境の確保と魅力的な地域づくり

○「獣害対策に取り組む集落」づくりに向け、集落の実態調査や座談会等の開催を通じて、集落住民の獣害対策への機運を醸成するとともに、指導者育成講座の開催による 集落リーダーの育成や集落ぐるみで取り組むニホンザル対策への支援に取り組みます。また、野生獣の生息管理を適切に進めながら、効果的な捕獲技術の開発と普及に 取り組むとともに、捕獲から処理加工・流通に関わる事業者が連携しながら、安全で 高品質なみえジビエの安定的な供給に取り組む「みえモデル」を構築します。

(農林水産部)

- ○県民、事業者、行政等が連携して再生可能エネルギーの導入やLEDをはじめとした 省エネ家電や電気自動車等の活用など低炭素なまちづくりを進めます。また、県内で 既に生じつつある温暖化の影響について、調査・研究等を進めて情報提供し、「適応」 の取組を促進します。 (環境生活部)
- ○生活排水処理施設未整備人口の解消に向け、合併処理浄化槽への転換を促進するとと もに、浄化槽の適正な維持管理のための啓発を行い、良好な環境の確保に努めます。 (環境生活部)

⑥平和啓発の取組

○未来を担う県内の若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切 さを考えていただくとともに、平和への想いをより一層深めてもらう機会を設けるな ど、三重からの平和発信の取組を進めていきます。 (戦略企画部)

生活交通の確保やバリアフリー化などの生活環境が整うとともに、多くの県民の皆さんが、暮らす地域において身近に生活サービスを享受でき、主体的に地域活動に参画することで、いきいきと豊かに暮らせる地域が形成されています。

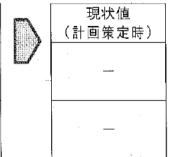
定量系統高級組づくの

重要業績評価 指標(KPI)

指標名

モビリティ・マネジメント 力の向上を促進する取組 件数(累計)

複数集落のネットワーク により新たに活動してい る事例数(累計)





31 年度 目標値
15 件
6事例

現状と課題

- ■障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦など全ての人が、安全で自由に移動する ことのできる環境を整備する必要があります。
- ■公共交通の利用者が減少し、赤字路線等の廃止に伴う交通不便地域や空白地域が生じるなど、地域によっては交通の基本的な機能が損なわれつつあり、生活基盤としての公共交通の確保・活用に向けた取組が求められています。
- ■リニア中央新幹線について、東京・名古屋間の 2027 年開業に向けた整備が進められ、 2037 年には大阪までの全線開業が見込まれる中、リニアの整備効果を最大限活用し、 地方創生に資する取組が必要とされています。
- ■人口減少・超高齢社会に対応し、誰もが快適に暮らすことができるまちづくりに向けて、商業施設や医療機関等の日常生活に必要なサービスを効率的に享受できる暮らしやすい環境づくりが求められています。
- ■人口減少社会の本格的な到来など社会の枠組みが変化する中、地域の課題解決に向け、さまざまな主体の協創による自主的な取組の一層の推進や地域における広域的な連携等が求められています。
- ■南部地域をはじめとした中山間地域・過疎地域等では一貫して人口流出が継続しており、地域コミュニティの弱体化が進んでいることから、これらの課題に取り組む住民組織や市町等への支援が求められています。

他の主体に期待する主な役割

■県民は、さまざまな分野において自らの個性や能力を発揮することで、地域の課題解決に向けた活動を行います。

- ■県民および事業者は、地域の公共交通の必要性と重要性を理解するとともに、積極的 に利用することで、生活交通の維持・確保に参画します。
- ■地域で活動する団体等は、地域コミュニティの活性化に寄与する活動を行い、またその活動をとおして、地域の担い手となる人材を育成します。
- ■事業者は、それぞれの事業分野において、一人ひとりのニーズをふまえた安全で質の 高いサービスを提供することで豊かな暮らしの環境づくりに取り組みます。
- ■市町は、住民が地域での日常生活に必要な各種サービスを確実に受けられるととも に、豊かでいきいきと暮らせる生活環境が確保できるよう取組を進めます。
- ■国は、都市のコンパクト化や周辺等の交通ネットワーク形成などの取組を支援します。

対応方針

- ■地域での日常生活をする上で支障となる物理的な障害を取り除くなど、バリアフリーの取組を推進します。
- ■生活基盤としての公共交通の確保・活用に向けて、広域的な移動を伴う地域間バスや 鉄道事業者が行う老朽化・耐震・安全等の対策に対して、国や関係市町等と協調して 支援するとともに、多様な主体が望ましい交通社会の実現に向け自発的に働きかける 力(モビリティ・マネジメント力)の向上を図ります。
- ■2027 年に先行開業する東京・名古屋間の整備効果を最大限活用し、魅力ある地域づくりを進め、三重県にさまざまな便益がもたらされるよう取り組むとともに、名古屋・大阪間のルート及び駅位置の早期確定と一日も早い全線開業に向けた取組を進めます。
- ■商業施設や医療機関等の日常生活に必要なサービスの効率的・効果的な提供に向け、 市町や関係機関と連携し、交通ネットワークの形成と一体となったコンパクトなまち づくりを進めます。
- ■さまざまな地域課題の解決を図るため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」などの取組により、市町をはじめ地域社会を支えるさまざまな主体による地域づくり、地域における広域的な連携等を支援していきます。
- ■条件不利地域対策として、人口流出が継続し、地域コミュニティの弱体化が進んでいる南部地域等における住民組織や市町等への支援を積極的に進めます。

取組内容

- ① 生活交通でのバリアフリーの推進
- ○公共交通機関を利用する際に、全ての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援するとともに、路線バスについて、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。 (健康福祉部)
- 〇公共施設や商業施設などに「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、必要な方 にその利用証を交付する「おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を図り、障がい

者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援します。 (健康福祉部)

② 公共交通の確保と活用

- ○バス事業者が運行する地域間バスを支援するとともに、中小鉄道事業者が行う安全性・利便性の向上を図るための設備整備や老朽化した施設の改良、鉄道事業者が行う 耐震対策等について、国等と協調して支援します。 (地域連携部)
- ○子どもを対象とした教育や、事業者との連携による公共交通の利用促進に向けた取組 などにより、多様な主体によるモビリティ・マネジメント力の向上を図ります。

(地域連携部)

○「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」において情報共有や連携を行うこと等により、中部圏としてのリニア駅を核とした将来構想に関する検討を進めるとともに、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」において、名古屋・大阪間のルート及び駅位置の早期確定と一日も早い全線開業をJR東海等に働きかけるなど取組を展開します。

(地域連携部)

③ コンパクトなまちづくりの推進

○都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の中心拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のためのその周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、交通ネットワークの形成と一体となったコンパクトなまちづくりを進めます。 (県土整備部)

④ さまざまな主体による地域づくり等への支援

- ○地域社会におけるニーズや課題に対応できるよう、NPO法人の運営基盤強化の支援 を行っていきます。 (環境生活部)
- 〇いきいきとした暮らしに必要な諸機能を確保するため、中心となる市町と近隣市町が 連携して取り組む「定住自立圏」など地域における広域的な連携や、「県と市町の地 域づくり連携・協働協議会」の取組等により地域・市町の実情に応じた地域づくりを 支援します。 (地域連携部)
- ○さまざまな主体による地域づくり活動が推進されるよう、地域づくり団体の情報発信 など側面的な支援を行っていきます。 (地域連携部)

⑤ 中山間地域・過疎地域等への支援

○中山間地域・農山漁村において、地域や市町が実施するコミュニティの維持・生活サービス機能の確保等のための取組を支援します。

(地域連携部、地域連携部南部地域活性化局、農林水産部)

○南部地域における働く場の確保や定住を促進するため、市町と情報共有や課題解決に 向けた話し合いの場を設けるとともに、複数の市町が連携した南部地域の活性化に向 けた取組を支援します。

(地域連携部南部地域活性化局)

- ○南部地域における住民の主体的な取組をサポートする人材がつながり、学び合うことができる場づくりを行うことで、地域を支える人材のネットワーク化を促進するとともに、地域おこし協力隊の定住に向けて、活動内容に合わせたアドバイス等を行います。 (地域連携部南部地域活性化局)
- ○集落機能の維持・活性化に向け、複数集落のネットワーク化を図るなど地域の実情に 応じて主体的に取り組む市町を支援します。 (地域連携部南部地域活性化局)

自然、歴史・文化、食、スポーツなど、地域資源を活用した三重ならではの交流促進や産業振興などにより地域の魅力が向上し、子どもから大人まで多くの人が、本県に住みたい、あるいは本県を訪れたいと感じています。

よる交流人们の拡大

また、これらの取組方向や成果に係る情報発信、県内外に向けた本県の興味や関心を喚起するプロモーションなど、戦略的な広聴広報活動が実現しています。

重要業績評価 指標(KPI)

指標名
熊野古道の来訪者数
農山漁村の交流人口
観光客満足度
県内の外国人延べ宿泊者 数



20.5% (26年度) 178,520人 (26年度)



31 年度 目標値
450 千人
1, 484 千人 (30 年度)
25. 5%

450,000 人

※「観光客実態調査」における総合満足度の「大変満足」の割合

現状と課題

- ■本県の魅力向上を図り、人や企業等の誘致、移住を促進するためには、三重の資源を 有効活用した、三重ならではの交流促進や産業支援、暮らす場としての魅力向上を図 り、本県に愛着をもってくれるファンの裾野を広げるための取組が不可欠です。
- ■また、本県の魅力向上を図るためには、伊勢志摩サミット等のチャンスを生かして、 これら取組について戦略的なプロモーションを展開し、本県の興味や関心を喚起する ことが不可欠です。

他の主体に期待する主な役割

- ■県民は、地域主導で行われるさまざまな地域の魅力づくりの場に積極的に参画します。将来の地域の担い手として期待される学生などの若者は、積極的に地域づくり活動に参画します。
- ■地域で活動するNPOや学生団体等は、地域の魅力を伝える人材を育成し、県内外へ 情報発信します。
- ■事業者は、豊かな食文化等の特性を生かした商品開発、販路拡大に取り組み、三重県

の魅力向上、交流促進等を図ります。

- ■市町は、各地域の歴史・文化資源を活用し、地域団体等と連携したプロモーション活動を行い、県内外の興味や関心を喚起します。また、率先してスポーツイベントの誘致等を行い、県内外からの誘客・交流人口の拡大に取り組むとともに、スポーツを楽しめる場づくりに努めます。
- ■国は、地方の交流人口の拡大のため、自然、歴史、文化・芸術、スポーツなど、地域資源を 活用した地域コミュニティの活性化と魅力向上のための取組に対し支援します。

対応方針

- ■本県の知名度向上・イメージアップを図り、販路拡大や誘致(誘客)、移住につながる戦略的なプロモーションを推進します。
- ■三重県特有の歴史・文化資源を活用したイベントや関西圏等でのセミナーなど、県外からの誘客促進とともに、三重の歴史・文化を活用した交流促進を図ります。
- ■スポーツによる地域活性化を図る市町等を支援し、スポーツイベントの誘致等を通じた県内外からの誘客・交流人口の拡大を図るとともに、地域でスポーツを楽しめる場づくりを推進します。
- ■豊かな食文化など高いポテンシャルを有する産業振興を行い、販路拡大を支援すると ともに、三重県の魅力向上、交流促進、雇用創出を図ります。
- ■多くの人に三重ならではのしごとの面白さや楽しさなど、本県ならではの魅力を感じてもらうことで、県内外から人を呼び込み、交流人口の増加を図ります。
- ■忍者など共通テーマを有する他県との連携や新たな三重の魅力を掘り起し、テーマ性 やターゲットを絞った情報発信、取組を実施します。
- ■重点国・地域に加え、伊勢志摩サミットによる本県の知名度向上という好機を生かし、 欧米、富裕層(ゴルフツーリズムを含む。)を対象にその国・地域の実情に応じた効果的なプロモーションを実施し、海外誘客を一層促進します。
- ■伊勢志摩地域で先行して取り組んでいるバリアフリー観光を全県に展開することで、 「日本一のバリアフリー観光県」づくりを推進します。

取組内容

- ① 戦略的なプロモーションの推進
- ○本県の知名度向上・イメージアップを図るとともに、販路拡大や誘致(誘客)、移住につなげていけるよう、本県に関する興味・関心を強烈に喚起する戦略的なプロモーションの推進に取り組みます。また、その展開にあたり、市町や関係機関との連携など、関係者が一体となった取組を進めていきます。 (戦略企画部)

② 自然、歴史・文化、食、スポーツなど、地域資源を活用した交流促進

- ○文化芸術推進基本計画や東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラム等に関する国の動向をふまえ、世界に誇る三重県特有の歴史・文化資源、ゆかりの偉人等にちなんだ展覧会等の開催や各種体験事業等の実施、また県外でのセミナー開催をはじめとした情報発信等を行うことにより、県内外からの誘客につなげ、三重の歴史・文化にふれることを通じた交流促進を図ります。 (環境生活部)
- ○県民の皆さんが特色ある歴史的風土に育まれた有形・無形の文化財の価値に気付き、 守り伝え、積極的に活用することができるよう環境づくりを進め、歴史的・文化的資 産を活かした県内外の人びととの交流を促進します。 (教育委員会事務局)
- ○東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ 2019 のキャンプ地誘致、各種スポーツイベントの誘致等を通じて、県内外からの誘客および交流人口を拡大し、スポーツによる地域の活性化を図る市町等の取組を支援するとともに、地域でスポーツを楽しめる場づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの支援を行います。 (地域連携部スポーツ推進局)
- 〇中山間地域等の農山漁村において、加工や直売、農林水産業体験の実施など地域資源を生かした多様な取組の促進を図るとともに、企業等と連携した地域情報の発信や大都市圏へのPRの強化などに取り組みます。 (農林水産部)
- ○本県が誇る山・川・海の豊かな自然や、そこで育まれる暮らしや食文化を県内外の人びとに身近に感じてもらえるよう、「三重まるごと自然体験」の取組として、市町や地域で活動する団体・施設、農林水産業者、民間企業などと連携し、地域の魅力を伝える人材の育成、「体験プログラム」等の充実、県内外への積極的な情報発信などに取り組みます。 (農林水産部)
- ○世界水準の「ナショナルパーク」として、伊勢志摩国立公園への国内外からの誘客を 促進するため、伊勢志摩地域が誇る自然や景観などの保全、ビューポイントの整備、 地域資源の保全と活用を担う人材の育成のほか、エコツアーのブラッシュアップなど に取り組みます。 (農林水産部)
- ○鳥羽・志摩地域への集客・交流を図り、海女の収入向上につなげるため、首都圏等でのイベントを通じ、海女漁業の魅力などの情報発信に取り組

みます。 (農林水産部)

- ○日本農業遺産に認定された海女漁業、真珠養殖業、尾鷲ヒノキ林業など、将来に受け継がれるべき地域の伝統的な農林水産業を生かした情報発信等に取り組み、農山漁村における集客・交流の拡大や農林水産物のブランド化等を図ります。 (農林水産部)
- ○豊かな食材や多様な食文化を背景に高いポテンシャルを有する食関連産業を振興し、 その効果が食に関わる県内中小企業等に波及していくよう、さまざまな機会を捉え国 内外に情報発信し、三重県の「食」の魅力向上、交流促進、さらには雇用創出につな げます。 (雇用経済部)
- ○県外からの交流人口を増やすため、三重ならではのしごとの面白さや楽しさなど、子

どもから大人まで多くの人に本県の魅力を感じてもらい、定住人口の増加につなげます。 (雇用経済部)

○本県の持つ優れた地域資源や観光資源を最大限に生かしつつ、県内外において、戦略的に三重の魅力を情報発信し、海外を含めた観光誘客などにつなげていきます。

(雇用経済部)

- ○平成 27 年度に設立した日本忍者協議会において、全国的なネットワークのもと官民が連携し、国内外の観光客を誘致するための情報収集や発信を行い、忍者を生かした 観光振興、文化振興などによる地域の活性化を図ります。 (雇用経済部観光局)
- 〇広域での連携を図り、重点国・地域からの富裕層誘致、欧米からの誘客、台湾からの 教育旅行誘致に取り組みます。また、個人の外国人旅行者に対応するため、SNS等 による情報発信をさらに進めます。 (雇用経済部観光局)
- ○三重県バリアフリー観光ガイド「みえバリ」を活用し、NPO 法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが開発し、全国展開しているパーソナルバリアフリー基準の考え方を広く伝えることで、県内における案内機能の強化、バリアフリー観光のきめ細かな情報発信や受入環境整備を進めます。また、観光旅行者の安全を確保し、安心で快適な県内の観光旅行を提供するため防災対策部と連携し、観光防災の取組を進めます。(雇用経済部観光局)
- ○東紀州地域における外国人観光客を含めた交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、市町等と連携して、熊野古道の価値を次世代に伝える取組や伊勢から熊野をつなぐ環境づくり、外国人目線での情報発信等を行います。

(地域連携部南部地域活性化局)

○伊勢志摩サミット開催の経験を県内のグローバル人材の育成や活躍につなげ、三重の未来を持続的に発展させるため、「みえ国際ウィーク」の期間を中心に、国際交流や国際理解などの取組が県内全域で展開されるよう推進します。 (雇用経済部)

③ 南部地域市町への支援

○南部地域における交流人口の増加および地域経済の活性化を図るため、複数の市町が 連携した地域の魅力発信や誘客交流の促進に関する取組を支援します。

(地域連携部南部地域活性化局)

7. 基盤づくり~自然減対策および社会減対策を支えるベース~

自然減対策と社会減対策を両輪として人口減少に立ち向かい、『希望がかない、選ばれる三重』を実現するためには、県民の皆さんの安全・安心や地域経済を支えるさまざまな基盤づくりの整備・充実も必要となります。

このため、本戦略で取り組む自然減対策および社会減対策と合わせて、これらの取組を 効果的に推進するための下支えとして、次のような取組を推進していきます。

①地域特性を活かした個性あふれるまちづくり

人口減少・超高齢化が進む中、そこに暮らす人が生活サービスを効率的に享受でき、 快適さ、豊かさ、生きがいを感じることができるようにするため、地域特性を活かした 個性あふれるまちづくりを推進することなどが求められています。

このため、市町と連携しながら、拠点機能の集約化によるコンパクトなまちづくりの構築に向けた取組を進めるとともに、拠点機能へのネットワークの充実などを進め、地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めます。

(2)広域的な交通基盤などの社会資本整備と次世代を見据えた交通基盤の構築

本県は主要都市が広く分散するとともに、名古屋圏、関西圏の結節点に位置していることから、県内外との交流・連携、円滑な都市間移動を支える広域交通ネットワークが必要です。また、県民の皆さんの安全・安心な生活と地域の成長を支える幹線道路網・港湾施設の整備が求められています。

このため、県民の皆さんの安全・安心な暮らしや地域の経済活動を支える高規格幹線 道路等の整備を促進するとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向けた県管理道路等の整備、港湾施設の整備を推進します。

また、県内の交通体系に広く影響を及ぼす鉄道路線等の維持・確保に取り組むとともに、広域交通結節点となる主要駅や拠点空港までのアクセス機能の強化の検討、拠点空港の機能強化に取り組みます。リニア中央新幹線については、開業の波及効果を県内において最大化するため、2027年の東京・名古屋間の先行開業を見据えた東海三県一市による情報共有や連携活動に向けた検討を進めます。また、名古屋・大阪間の早期開業に向け、沿線の府県市、経済団体等と連携したJR東海への提案活動や国への働きかけ、広報・啓発活動など取組をさらに進めます。

平成30年度には、新名神高速道路の県内区間全線、東海環状自動車道の東員 I C ~大安 I C (仮称) 間等、名古屋圏と関西圏を結ぶ高規格幹線道路等が開通する予定であり、そうした社会インフラの整備効果を最大限に発揮するための方策を関係自治体とも連携しながら検討し、取り組むことが重要です。

一方で、県民の皆さんの安全・安心で快適な生活を支えるための生活交通の維持・確

保に向けては、次世代を見据えた交通基盤の構築が求められています。

このため、引き続き、広域的な移動を伴う地域間バスや鉄道事業者が行う老朽化・耐震・安全などへの対策に対して、国や関係市町等と協調して支援するとともに、交通分野における新しい技術の動向を見据えながら、将来における移動のあり方を検討します。

压夫搜接发罪に備えた批判。減災対策

南海トラフ地震等の大規模地震や、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害などの大規模災害に備え、県民の皆さんの安全・安心を確保するため、防災・減災対策が求められています。

このため、災害発生時における緊急輸送に係る交通(輸送)を確保するための道路や、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害防止施設、港湾・漁港施設、農林水産施設等基盤施設の整備、河川堆積土砂の計画的な撤去、建築物の耐震化、災害に強い森林づくり、住民の避難体制を確保するための情報提供の推進、水防災意識社会の再構築に向けた取組などにより、大規模災害に備えた防災、減災対策を進めます。

区位共務設等の効果的 - 効率的な維持管理

高度経済成長期に整備されたインフラが本格的に老朽化する中、インフラの効果的 効率的な維持管理が求められています。

このため、公共土木施設の長寿命化計画に基づき点検・診断・措置・記録を確実に実施し、メンテナンスサイクルを回すことにより、効果的・効率的な維持管理を進めるとともに、農林水産施設についても計画的な維持管理を進めます。

また、長期的な視点に立って公共施設等の総合的管理を行うため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、点検・修繕履歴の蓄積などにより的確な維持管理や長寿命化に取り組みます。

8. 総合戦略の推進にあたって

(1) 客観的な効果検証の実施

総合戦略の推進にあたっては、PDCAサイクルを導入し、基本目標に係る数値目標や基本的な取組方向に係る重要業績評価指標(KPI)の達成度により、取組の進捗状況を把握するとともに、効果の検証を行い、中長期的な視野で改善を図っていきます。

その際、地域経済分析システム(RESAS)¹⁹をはじめとした客観的なデータを活用し、ファクト(事実)とロジック(論理)に基づき、事業を構築するとともに、効果の検証結果等をふまえ、取組のブラッシュアップを図っていきます。

(2) 検証結果等をふまえた戦略の改訂

総合戦略については、上記の検証結果や三重県地方創生会議、県議会での審議、取組に係る予算措置の状況等をふまえ、必要に応じて具体的な取組方向等を見直し、改訂します。

(3) 推進体制

①庁外

三重県地方創生会議に検証部会を設置し、さまざまな観点から客観的に効果の検証を行うとともに、同会議において検証結果等をもとに、総合戦略の取組方向等について議論をしていただきます。

②庁内

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部において、三重県地方創生会議における意見等をふまえ、総合戦略の改訂に係る審議や総合戦略を効果的に推進するための庁内の総合調整などを進めるとともに、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」のPDCAサイクルとも進行管理を連動させることで、より効果的にPDCAサイクルを回し、目標達成に向けた的確な進行管理を行います。

¹⁹ 国(まち・ひと・しごと創生本部事務局)が、地方自治体のさまざまな取組を情報面から支援するために、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化する形で整備した情報提供システム。

(参考)「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」重要業績評価指標(KPI)一覧

(自然減対策)

	(日然) (2) (1)	<u>' </u>					
	基本的な 取組方向	KPI(重要業績評価指標)	KPIの説明	現状値	平成31年 度目標値	他の計画(行動 計画など)での 位置付け	総合 戦略 掲載頁
	ライフプラン教育	ライフプラン教育を実施している 市町数	性や妊娠・出産等の医学的に正しい知識や家族の 大切さ等についでのライフブラン教育を実施して いる市町の数	10市町 (26年度)	29市町	23103 スマイルフ [®] ラン	P 24
	の推進	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割 合	県立高等学校において、ライフプラン教育に関す る取組を実施した割合	38.6% (26年度)	100%	23103 スマイルフ゜ラン	P 24
2	子どもの貧困対策	生活困窮家庭またはひとり親家庭 に対する学習支援を利用できる市 町数	生活困窮家庭(生活保護世帯も含む)またはひとり親家庭が、県や市町等が実施する学習支援事業を利用することができる市町数	6市町 (26年度)	29市町	23302 スマイルフ゜ラン	P 27
3	児童虐待の防止	児童虐待により死亡した児童数	児童虐待により死亡した児童数	0人(26年度)	0人	23401 スマイルプラン	P 29
		里親・ファミリーホームでケアを 受けている要保護児童の割合	要保護児童(児童養護施設等入所児童および里親 等委託児童)のうち、家庭養護(里親・ファミ リーホーム委託)を受けている児童の割合	18.5% (26年度)	21, 5%	234 . スマイルプラン	P31
4	社会的養護の推進	グループホームでケアを受けてい る要保護児童の割合	要保護児童(児童養護施設等入所児童および里親 等委託児童)のうち、グループホーム(地域小規 模児童養護施設および児童養護施設の分園)でケ アを受けている児童の割合	8.5% (26年度)	18. 1%	23403 スマイルフ゜ラン	P 31
5	若者の雇用対策	県内新規学卒者等が県内に就職した割合	県内高校、高等教育機関等の新卒就職者および若 年求職者のうち、県内企業へ就職した人の割合	71.9% (26年度)	76, 1%	341	P34
6	山冰八の士塔	出逢いの場の情報提供数	「みえ出逢いサポートセンター」において情報提供する出逢いイベント・セミナーの件数(年間)	15件 (26年度)	240件	23201 スマイルフ [・] ラン	P 36
О	出逢いの支援	結婚支援に取り組む市町数	出逢いイベントの開催や親向けの支援など、独自 の結婚支援に取り組む市町数	11市町 (26年度)	22市町	スマイルフ゜ラン	P 36
7	不妊に悩む家族へ の支援	県独自の全ての不妊治療助成事業 に取り組む市町数	県独自の助成事業を全て利用している市町の数	5市町 (26年度)	20市町	23202 スマイルフ゜ラン	P 39
		妊娠期から子育で期にわたる総合 的な相談窓口が整備されている市 町数	子育で世代包括支援センター等、妊娠期から子育 て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている 市町数	22市町 (26年度)	29市町	232 スマイルプラン	P 41
8	切れ目のない妊産 婦・乳幼児ケアの 充実	日常の育児について相談相手のいる親の割合	1歳6か月児健診を受診した保護者アンケートで 「日常の育児で相談相手はいますか」の質問に 「1人もいない」と回答した保護者以外の割合	99.4% (26年度)	100%	スマイルフ゜ラン	P41
		訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数	産院退院後の母子に対し、退院後の育児不安や、 心身のケアに対する支援が出来る産後ケアの体制 がある市町数	2市町 (26年度)	13市町	スマイルフ" ラン	P 41
		出産1万あたりの産科・産婦人科 医師数	厚生労働省が行う「医師・歯科医師・薬剤師調査」と「人口動態調査」を基に算出した出生数1万人あたりの「産科・産婦人科医師数」	96人 (24年)	110人以上 (30年)	スマイルブ [®] ラン	P 43
,	周産期医療体制の	小児人口1万人あたりの病院勤務小 児科医師数	厚生労働省が行う「医師・歯科医師・薬剤師調査」と「人口動態調査」を基に算出した人口1万人あたりの「病院勤務小児科医師数」	4. 2人 (24年)	5.5人以上 (30年)	スマイルフ゜ラン	P 43
9	充実と在宅での療育・療養支援 ・療養支援	就業助産師数	厚生労働省が行う「保健師助産師看護師法」に基づく就業状況の調査による「就業助産師数」	386人 (26年)	491人 (30年)	スマイルフ゜ラン	P 43
		周産期医療施設から退院したハイ リスク児への市町における訪問等 の実施率	周産期医療施設から退院したハイリスク児に対し 市町が訪問等の支援を実施した実施率	97.4% (26年度)	100%	スマイルフ゜ラン	P 43

	•	•					
	基本的な 取組方向	KPI(重要業績評価指標)	KPIの説明	現状値	平成31年 度目標値	他の計画(行動 計画など)での 位置付け	総合 戦略 掲載頁
	保育・放課後児童	保育所の待機児童数	4月1日現在における保育所の待機児童の数	48人 (26年 4月1日)	0人	233 スマイルフ [*] ラン	P 46
		放課後児童クラブの待機児童数	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童 の数	86人 (27年 5月1日)	人0	23301 スマイルプラン	P 46
	対策などの子育で家庭の支援	家庭教育を支援する市町・団体数 (累計)	乳幼児の親を対象としたワークショップ等を実施 する市町数など家庭教育を支援する市町・団体数	10 市町·団体 (26年度)	74 市町・団体	23304 スマイルフ [*] ラン	P 46
		小学校の児童との交流を行った幼 稚園等の割合	小学校の児童との体験的な交流を複数回行った幼 稚園・認定こども園・保育所の割合		100%	23304 スマイルフ [*] ラン	P 46
	男性の育児参画の	「みえの育児男子プロジェクト」 に参加した企業、団体数(累計)	「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で 行う各種イベントや研修会等に参加した企業や団 体数	19 企業·団体 (26年度)	300 企業·団体	23104 スマイルプ [®] ラン	P 50
11	推進	育児休業制度を利用した従業員の 割合(男性)	三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部)の「配偶者が出産した従業員(男性の場合)」に対する「うち育児休業を取得した従業員数」の割合	4. 2% (25年度)	14.0% (30年度)	スマイルブ゜ラン	P 50
12	発達支援が必要な 子どもへの対応	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	発達障がい児等に対する支援ツールである「CLMと個別の指導計画」を導入している県内の幼稚園、認定子ども園、保育所の割合	33.1% (26年度)	75, 0%	23303 スマイルプ [®] ラン	P 53
	(社会減対策)		•	•		
13	若者の県内定着の 促進	県内高等教育機関卒業生の県内就 職率	県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県 内に就職した者の割合	49% (26年度)	59.0%	227	P 55
						1	1

		<u>'</u>									
13	若者の県内定着の 促進	県内高等教育機関卒業生の県内就 職率	県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県 内に就職した者の割合	49% (26年度)	59.0%	227	P 55				
	子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保	全国学力・学習状況調査において 全国平均を上回った教科数	教科(小学校国語A・B、小学校算数A・B、中 学校国語A・B、中学校数学A・B)の平均正答 率において、全国平均を上回った教科数	O (26年度)	8 [全教科]	221	P 59				
14		地域等の人材を招へいした授業等 を行っている学校の割合	地域等の人材を招へいした授業等を行った公立小 中学校および県立高等学校の割合	小学校 82.9% 中学校 64.0% (27年度) 高等学校 92.6% (26年度)	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100.0%	22103	P 59				
		全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本 県の体力合計点の全国との比較(小学5年生男女 および中学2年生男女の都道府県別平均値との比 較指数)	44. 5 (26年度)	51. 0	223	P 59				
	しごとの創出	農業産出等額	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計(農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ)(経営所得安定対策等による交付金等を含む)	1,138億円 (26年)	1, 160億円 (30年)	312	P 64				
15		県産材 (スギ・ヒノキ) 素材生産 量	県内で生産されるスギ、ヒノキの供給量	315千㎡ (26年度)	426∓ m'	313	P 64				
		漁業者1人あたり漁業生産額	漁業者1人あたりの海面漁業(養殖業を含む)生 産額	593万円 (25年)	667万円 (30年)	314	P 64				
		県内中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した 企業の割合	県内事業所(5,000社)アンケートに回答のあった中小企業・小規模企業のうち、「営業利益」が 3年前と対比し「増加傾向」または「横ばい」と 回答した企業の割合	62. 9% (26年度)	69. 0%	321	P 64				
		県内における飲食料品の製造品出 荷額および販売額の合計	工業統計調査における食品製造業の製造品出荷額 等および商業動態統計月報における百貨店・スー パーの飲食料品販売額の合計	6, 577億円 (26年)	6,774億円 (30年)	323	P 64				
		企業立地件数(累計)	県が関与した企業立地件数と工場立地動向調査等 における企業立地件数の合計(重複を除く)		240件	32501	P 64				
		観光消費額	観光旅行者が県内において支出した観光消費額 (交通費、宿泊費、土産品費、その他費用)	4, 657億円 (26年)	5,000億円 以上	332	P 64				
	ga										

	基本的な 取組方向	KPI(重要業績評価指標)	KPIの説明	現状値	平成31年 度目標値	他の計画(行動 計画など)での 位置付け	総合 戦略 掲載買
16.	産業人材の育成	農林水産業における新規就業者数	45歳未満の新規就農者数、林樂事業体(森林組合、素材生産業者等)への新規就業者数、45歳未満の新規漁業就業者数の合計	205人(26年度)	236人	農:オリジナル 林:31303 水:31402	P 73
		「みえの食」の産業を担う人材の 育成数(累計)	県等が県内の食関連・サービス産業従事者を対象 に実施した商品力強化や販路拡大、おもてなし経 営手法の習得などの講座等を通じて育成した人材 の数	_	320人	32302	P 73
17		「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」に規定する事 業主行動計画等の策定団体数(累 計)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画を策定した企業・団体または女性の大活躍推進三重県民会議における「取組宣言」を行った企業・団体数	14団体 (26年度)	487団体	21203	P 76
		民間企業における障がい者の法定 雇用率達成企業の割合	毎年6月1日現在の県内民間企業(県内に本社がある50人以上規模の企業)における障がい者の法 定雇用率達成企業の割合	52.2% (26年)	62, 2%	34201	P 76
		ワーク・ライフ・バランスの推進 に取り組んでいる県内事業所の割 合	調査対象事業所(従業員規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「ワーク・ライフ・パランスに関する取組を行っている」と回答した県内事業所の割合	36,8% (26年度)	65. 0%	34203	P76
18	総合的な移住の促進	県および市町の相談窓口等で把握 した県内への移住者数	「ええとこやんか三重 移住相談センター」など 県の相談窓口や、空き家パンクなど市町の相談窓 口で把握した移住者数	12 4 人 <u>(27年度)</u>	160人	254	P 80
	暮らしの安全・安 心の確保	「みえ防災人材パンク」登録者の 活動件数	「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防 災人材パンク」登録者が、地域や事業所等におい てさまざまな防災・減災活動を支援した件数		300件	11101	P 80
		県内の病院で後期臨床研修を受け る医師数	県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けてい る医師教	206人 (26年度)	' 243人 (30年度)	12102	P 82
19		県内看護系大学卒業者の県内就業 者数	県内看護系大学卒業者のうち、県内の医療機関等 に就業した看護職員数	159人 (26年度)	231人(30年度)	12102	P 82
		介護度が重度で在宅の特別養護老 人ホームの入所待機者数	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所 待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待 機者数)	863人 (26年度)	0人	122	P 82
20	いきいきと豊かに暮らせる地域づくり	モビリティ・マネジメント力の向 上を促進する取組件数(累計)	学校での教育、事業者との連携による公共交通の 利用拡大に向けた取組など、モビリティ・マネジ メントカの向上を促進するために創出した取組の 件数		15件	35202	P 87
		複数集落のネットワークにより新 たに活動している事例数(累計)	過疎地域等において、集落の維持・活性化に向け、生活支接、移住促進などについて複数の集落 がネットワークを形成し新たに活動している事例 の数	. –	6事例	25302	P87
	地域資源の活用に よる交流人口の拡 大	熊野古道の来訪者数	熊野古道伊勢路を訪れた人数の推計値(延べ数)	429千人 (26年)	450千人	25202	P 91
21		農山漁村の交流人口	農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、 農林水産業等を身近に体験することができる施設 (観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数	1,376千人 (26年度)	1, 484千人 (30年度)	25303	P 91
		観光客満足度	「観光客実態調査」における総合満足度(7段階 評価)の「大変満足」の割合	20.5% (26年度)	25, 5%	33204	P 91
		県内の外国人延べ宿泊者数	「観光庁宿泊統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数	(26年度)	450, 000人	33202	P 91

音させての時点を記載しているす。 *表中の「他の計画(行動計画など)での位置付け」欄において、"数値"は「みえ県民力ビジョン第二次行動計画」の施策または基本事業の番号を、"スマイルプラン"は「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点目標であることを示しています。

三重県まち·ひと·しごと創生総合戦略 (平成30年3月改訂版)

平成 30 (2018) 年 3 月

三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町13番地

Te1:059-224-2025

Fax: 059-224-2069

E-mail: kikakuk@pref. mie. jp

URL:http://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/sousei/